

公 共 政 策 大 学 院

講 義 要 綱

平 成 24 年 度
(2012 年度)

東北大学公共政策大学院
(法学研究科公共法政策専攻)

目

次

- ・ 公共政策大学院履修案内
- ・ 平成24(2012)年度公共政策大学院授業科目一覧 (平成20年度以前入学者用)
- ・ 平成24(2012)年度公共政策大学院授業科目一覧 (平成21・22年度入学者用)
- ・ 平成24(2012)年度公共政策大学院授業科目一覧 (平成23年度以降入学者用)
- ・ 平成24(2012)年度公共政策大学院授業日程
- ・ 平成24年度公共政策大学院前期・後期時間割表

公共政策大学院

履 修 案 内

公共政策大学院履修案内

(平成 23 年度以降入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「必須科目」、「基幹科目」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
必須科目 (政策調査の技法、公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ II A) <政策調査の技法>	必須科目 (公共政策ワークショップ II B)
基幹科目	基幹科目	基幹科目	基幹科目
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考] < >内の科目は履修可能ではあるが、本来は< >の付されていない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) 必須科目 (1, 2 年次配当、22 単位選択必修)

必須科目のうち、「政策調査の技法」においては、インターネットによる情報収集、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な考え方や技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1 年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

「公共政策ワークショップ I・II」は、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を 2 年にわたって行うものです。

1 年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10 名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書(そのプレゼンテーションを含む)の内容が総合的に評価されます。

2 年次では、「公共政策ワークショップ II A」を前期に履修し、「公共政策ワークショップ II B」を後期に履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(b) 基幹科目 (1, 2 年次配当、18 単位まで選択必修)

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されています。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われます。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められます。したがって、学生には、研究者教員の指導の下で、大量の研究文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもあります。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業です。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法が教授されます。

「公共政策特論」は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

「論文作成基礎講義」は、公共政策特論と一体として受講することで、論文作成能力を涵養するとともに、現代の行政全般にわたる政策領域・法制度について概括的な理解を得ることを目的とするものです。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(c) 展開科目 (1, 2 年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(d) 他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、又は学部授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、運営委員会が認めた場合には、9 単位を限度として、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談しておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ① 公共政策大学院に 2 年以上（1 年修了学生にあっては、1 年以上）在学すること
- ② 必須科目群に属する科目を 22 単位修得すること。すなわち、公共政策ワークショップⅠを 12 単位、公共政策ワークショップⅡA を 2 単位、公共政策ワークショップⅡB を 6 単位（1 年修了学生にあっては、公共政策ワークショップⅡA・B に代えて、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（8 単位））、政策調査の技法を 2 単位修得すること。
- ③ 基幹科目群に属する科目を 18 単位以上修得すること。
- ④ 48 単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の 3 月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 1 年修了について

公共政策大学院の課程を 1 年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1 年修了の制度が設けられています。ただし、1 年修了は、1 年間で 2 年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1 年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第 1 年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記（3）⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1年修了の基準」を満たすか否かを判定します。「1年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

(2) 1年修了の基準

「1年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第1年次前期の成績が優秀であることです。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップⅠにおける前期までの平常点も含まれます。

(3) 1年修了の要件

「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ①公共政策大学院に1年以上在学すること
- ②公共政策ワークショップⅠを12単位及び政策調査の技法を2単位修得すること。
- ③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（8単位）
- ④基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ⑤48単位以上を修得すること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

(4) その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅠは、各プロジェクトに担当教員が2名配置されます。この2名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

- ・ 実務家教員（責任担当教員）
 - 実務的観点から見た科目履修
 - 卒業後の進路
- ・ 研究者教員：
 - 法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法
 - 他専攻・他研究科科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が霞ヶ関の官庁等の行政実務を直接経験する機会を設ける予定です。

なお、インターンシップのうち運営委員会が認めたものについては、単位認定を受けることができます。これについては講義要綱を参照して下さい。

7 成績評価に対する不服申立制度について

公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、所定の期限内に、当該授業科目の責任教員（以下「責任教員」という。）に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができます。この申立てをすると、責任教員から、成績評価についての説明を受けることができます。

この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出して下さい。

責任教員から上記の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に再審査を申し立てることができます。この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、改めて専門職大学院係に提出して下さい。

公共政策大学院履修案内

(平成 21・22 年度以降入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「必須科目」、「基幹科目」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
必須科目 (公共政策の展望と方法論、 公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ II) ＜公共政策の展望と方法論＞	必須科目 (公共政策ワークショップ II)
基幹科目	基幹科目	基幹科目	基幹科目
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

〔備考〕＜ ＞内の科目は履修可能ではあるが、本来は＜ ＞の付されていない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) 必須科目 (1, 2 年次配当、26 単位選択必修)

必須科目のうち、「公共政策の展望と方法論」においては、公共政策総論、インターネットによる情報収集、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な考え方や技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1 年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

「公共政策ワークショップ I・II」は、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を 2 年にわたって行うものです。

1 年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10 名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）の内容が総合的に評価されます。

2 年次では、「公共政策ワークショップ II」を通年履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(b) 基幹科目 (1, 2 年次配当、18 単位まで選択必修)

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されています。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われます。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められます。したがって、学生には、研究者教員の指導の下で、大量の研究文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもあります。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業です。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法が教授されます。

「公共法政策通論」は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上

げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(c) 展開科目 (1, 2 年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(d) 他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、又は学部の授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、運営委員会が認めた場合には、9 単位を限度として、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大 40 単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ①公共政策大学院に 2 年以上（1 年修了学生にあつては、1 年以上）在学すること
- ②必須科目群に属する科目を 26 単位修得すること。すなわち、公共政策ワークショップⅠを 12 単位、公共政策ワークショップⅡを 12 単位（1 年修了学生にあつては、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12 単位））、公共政策の展望と方法論を 2 単位修得すること。
- ③基幹科目群に属する科目を 18 単位以上修得すること。
- ④ 48 単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の 3 月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 1 年修了について

公共政策大学院の課程を 1 年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1 年修了の制度が設けられています。ただし、1 年修了は、1 年間で 2 年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1 年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第 1 年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記（3）⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1 年修了の基準」を満たすか否かを判定します。

「1 年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1 年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

(2) 1 年修了の基準

「1 年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第 1 年次前期の成績が優秀であることです。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップⅠにおける前期までの平常点も含まれます。

(3) 1年修了の要件

「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ①公共政策大学院に1年以上在学すること
- ②公共政策ワークショップⅠを12単位及び公共政策の展望と方法論を2単位修得すること。
- ③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12単位）
- ④基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ⑤48単位以上を修得すること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

(4) その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅠは、各プロジェクトに担当教員が2名配置されます。この2名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー一人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

- ・ 実務家教員（責任担当教員）
 - 実務的観点から見た科目履修
 - 卒業後の進路
- ・ 研究者教員：
 - 法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法
 - 他専攻・他研究科科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が霞ヶ関の官庁等の行政実務を直接経験する機会を設ける予定です。

なお、インターンシップのうち運営委員会が認めたものについては、単位認定を受けることができます。これについては講義要綱を参照して下さい。

7 成績評価に対する不服申立制度について

公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、所定の期限内に、当該授業科目の責任教員（以下「責任教員」という。）に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができます。この申立てをすると、責任教員から、成績評価についての説明を受けることができます。

この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出して下さい。

責任教員から上記の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に再審査を申し立てることができます。この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、改めて専門職大学院係に提出して下さい。

公共政策大学院履修案内

(平成 20 年度以前入学者用)

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「リサーチ・メソッド」、「公共法政策通論」、「コア・カリキュラム」、「公共政策ワークショップ」、「政策体系論」、「展開科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図のようになります。

1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
リサーチ・メソッド		(リサーチ・メソッド)	
公共法政策通論	公共法政策通論	公共法政策通論	公共法政策通論
コア・カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム
政策体系論	政策体系論	政策体系論	政策体系論
公共政策ワークショップ I	公共政策ワークショップ I	公共政策ワークショップ II	公共政策ワークショップ II
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目

[備考] () 内の科目は履修可能ではあるが、本来は () の付されていない学期に配当されている科目であることを示している。

(a) リサーチ・メソッド (1 年次前期配当、2 単位まで選択必修)

「リサーチ・メソッド」の諸科目においては、インターネットによる情報収集や、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な技法を習得します。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なものなので、1 年次前期に必ず履修するよう心がけて下さい。

(b) 公共法政策通論 (1・2 年次配当、4 単位まで選択必修)

「公共法政策通論」の諸科目は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

(c) コア・カリキュラム (政策体系論とあわせて 8 単位まで選択必修)

「コア・カリキュラム」の諸科目においては、研究者教員等による少人数に対するスクーリングが行われます。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会で重要な問題となっているテーマを各分野ごとに順次取り上げ、政策担当者としての講師、地域の最前線でその問題に取り組む講師等による複数の講義を受けた上で、講師との討議を行い、それらに基づいて教員と学生が政策の適切性に関する評価を行うものです。

(d) 公共政策ワークショップ (1 年次・2 年次配当、各 12 単位で計 24 単位必修)

「公共政策ワークショップ I・II」とは、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を 2 年にわたって行うものです。

1 年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、10 名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書 (そのプレゼンテーションを含む) の内容が総合的に評価されます。

2 年次では、「公共政策ワークショップ II」を通年履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照して下さい。

(e) 政策体系論 (1 年次・2 年次配当、コア・カリキュラムとあわせて 8 単位まで選択必修)

「政策体系論」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

(f) 展開科目 (1, 2 年次配当、自由選択)

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(g) 他研究科等の授業科目

学生は、法学研究科長の許可を得て、法学研究科の他の専攻、他の研究科若しくは教育部の前期課程、又は学部授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位は、運営委員会が認めた場合には、9単位を限度として、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を法学研究科長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第1年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大40単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

(1) 総説

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ① 公共政策大学院に2年以上（1年修了学生にあっては、1年以上）在学すること
- ② リサーチ・メソッドに属する科目を2単位以上修得すること
- ③ 公共政策通論に属する科目を4単位以上修得すること
- ④ コア・カリキュラム又は政策体系論に属する科目を8単位以上修得すること
- ⑤ 公共政策ワークショップⅠを12単位修得すること
- ⑥ 公共政策ワークショップⅡを12単位修得すること（1年修了学生にあっては、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12単位））
- ⑦ 48単位以上を修得すること

(2) 追試験について

その年の3月に公共政策大学院の課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める期日に追試験を行うことがあります。

4 1年修了について

公共政策大学院の課程を1年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1年修了の制度が設けられています。ただし、1年修了は、1年間で2年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第1年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記(3)⑥に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1年修了の基準」を満たすか否かを判定します。

「1年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

(2) 1年修了の基準

「1年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第1年次前期の成績が優秀であることです。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップⅠにおける前期までの平常点も含まれます。

(3) 1年修了の要件

「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ① 公共政策大学院に1年以上在学すること

- ②リサーチ・メソッドに属する科目を2単位以上修得すること
- ③公共法政策通論に属する科目を4単位以上修得すること
- ④コア・カリキュラム又は政策体系論に属する科目を8単位以上修得すること
- ⑤公共政策ワークショップⅠを12単位修得すること
- ⑥リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（12単位）
- ⑦48単位以上を修得すること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

（4）その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅠは、各プロジェクトに担当教員が2名配置されます。この2名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

- ・ 実務家教員（責任担当教員）
 - 実務的観点から見た科目履修
 - 卒業後の進路
- ・ 研究者教員：
 - 法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法
 - 他専攻・他研究科科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が霞ヶ関の官庁等の行政実務を直接経験する機会を設ける予定です。

なお、インターンシップのうち運営委員会が認めたものについては、単位認定を受けることができます。これについては講義要綱を参照して下さい。

7 成績評価に対する不服申立制度について

公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、所定の期限内に、当該授業科目の責任教員（以下「責任教員」という。）に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができます。この申立てをすると、責任教員から、成績評価についての説明を受けることができます。

この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出して下さい。

責任教員から上記の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に再審査を申し立てることができます。この申立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、改めて専門職大学院係に提出して下さい。

公 共 政 策 大 学 院

授 業 科 目 一 覧

(平成 20 年度以前入学者用)

平成24年度 公共政策大学院授業科目一覧
(平成20年度以前入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 公共政策ワークショップ I							
プロジェクトA	12	島田	通年	M1	3コマ		1
プロジェクトB	12	山口	通年	M1	3コマ		4
プロジェクトC	12	阿南	通年	M1	3コマ		8
プロジェクトD	12	西田	通年	M1	3コマ		11
(2) 公共政策ワークショップ II							
政策モジュール I ～IV	12		通年	M2	3コマ		15
(3) コア・カリキュラム							
公共政策基礎理論	4	牧原、稲葉、 西本、大西	前期	M1, 2	2コマ		19
地域社会と公共政策論 I	4	菅原	前期	M1, 2	2コマ		27
行政の法と政策	2	稲葉	前期	M1, 2	1コマ		29
国際社会と各国法秩序	2	西本	後期	M1, 2	1コマ		30
租税制度論	2	澁谷	前期	M1, 2	1コマ		32
政策税制論	2	澁谷	後期	M1, 2	隔週2コマ		34
統治機構の動態分析	2	牧原	後期	M1, 2	1コマ		36
グローバル・ガバナンス論	2	ドリフテ	*1	M1, 2	*1	英語での授業	40
経済学理論	4	阿部	後期	M1, 2	2コマ		43
財政学	2	只友	*1	M1, 2	*1		45
地方自治法	2	飯島	後期	M1, 2	隔週2コマ		47
社会福祉法	2	志田	前期	M1, 2	1コマ		48
防災法	2	生田	前期	M1, 2	隔週2コマ		49
(4) 公共法政策通論							
公共法政策通論	2	牧原、澁谷、 飯島	通年	M1, 2	*2	「論文作成基礎講義」を履修すること。 既に、公共法政策通論(4単位)・公共法政策通 論 I (4単位)・公共法政策通論 II (4単位)を単 位修得した者は、履修できない。	23
公共政策特論 II	2	牧原、澁谷、 飯島	通年	M1, 2	*2		25
(5) リサーチ・メソッド							
公共政策の展望と方法論	2	牧原、戸澤、金谷	*1	M1	*1		17
(6) 政策体系論							
政策体系論 政策実務A	2	島田	前期	M1, 2	1コマ		50
(7) 展開科目							
租税法原論	2	澁谷	後期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	52
法と経済学	2	森田	前期	M1, 2	1コマ	〃	53
環境法Ⅱ	2	大塚	*1	M1, 2	*1	〃	55
実務労働法Ⅰ	2	原	*1	M1, 2	*1	〃	57
実務労働法Ⅱ	2	桑村	後期	M1, 2	1コマ	〃	59
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	〃	61
経済法Ⅰ	2	滝澤	前期	M1, 2	1コマ	〃	63
経済法Ⅱ	2	滝澤	後期	M1, 2	1コマ	〃	65
トランスナショナル情報法	2	金谷、早川	後期	M1, 2	1コマ	〃	67
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1, 2	隔週2コマ	〃	69
行政学演習	4	牧原	通年	M1, 2	隔週2コマ	〃	71
西洋政治思想史演習	4	大塚	後期	M1, 2	2コマ	〃	72
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	後期	M1, 2	2コマ	〃	73
インターンシップAⅠ	1			M1, 2			74
インターンシップAⅡ	1			M1, 2			74
インターンシップB	2			M1, 2			74
比較政治学演習Ⅰ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	75
比較政治学演習Ⅱ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	〃	76
日本政治外交史演習	4	伏見	通年	M1, 2	1コマ	〃	77
日本外交論発展演習	4	橋本	通年	M1, 2	隔週2コマ	〃	78

*1は集中講義で開講する。

*2については、別途周知する。

※政策体系論については、後期も開講予定である。

公 共 政 策 大 学 院

授 業 科 目 一 覧

(平成 21・22 年度入学者用)

平成24年度 公共政策大学院授業科目一覧
(平成21・22年度入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 必須科目							
公共政策ワークショップⅠ	12		通年	M1	3コマ		
プロジェクトA		島田					1
プロジェクトB		山口					4
プロジェクトC		阿南					8
プロジェクトD		西田					11
公共政策ワークショップⅡ	12		通年	M2	3コマ		15
公共政策の展望と方法論	2	牧原、戸澤、金谷	*1	M1	*1		17
(2) 基幹科目							
公共政策基礎理論	4	牧原、稲葉、西本、大西	前期	M1, 2	2コマ		19
公共法政策通論	2	牧原、澁谷、飯島	通年	M1, 2	*2	「論文作成基礎講義」を履修すること。 既に、公共法政策通論(4単位)・公共法政策通論Ⅰ(4単位)・公共法政策通論Ⅱ(4単位)を単位修得した者は、履修できない。	23
公共政策特論Ⅱ	2	牧原、澁谷、飯島	通年	M1, 2	*2		25
地域社会と公共政策論Ⅰ	4	菅原	前期	M1, 2	2コマ		27
行政の法と政策	2	稲葉	前期	M1, 2	1コマ		29
国際社会と各国法秩序	2	西本	後期	M1, 2	1コマ		30
租税制度論	2	澁谷	前期	M1, 2	1コマ		32
政策税制論	2	澁谷	後期	M1, 2	隔週2コマ		34
統治機構の動態分析	2	牧原	後期	M1, 2	1コマ		36
グローバル・ガバナンス論	2	ドリフテ	*1	M1, 2	*1	英語での授業	40
経済学理論	4	阿部	後期	M1, 2	2コマ		43
財政学	2	只友	*1	M1, 2	*1		45
地方自治法	2	飯島	後期	M1, 2	隔週2コマ		47
社会福祉法	2	志田	前期	M1, 2	1コマ		48
防災法	2	生田	前期	M1, 2	隔週2コマ		49
政策体系論 政策実務A	2	島田	前期	M1, 2	1コマ		50
(3) 展開科目							
租税法原論	2	澁谷	後期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	52
法と経済学	2	森田	前期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	53
環境法Ⅱ	2	大塚	*1	M1, 2	*1	〃	55
実務労働法Ⅰ	2	原	*1	M1, 2	*1	〃	57
実務労働法Ⅱ	2	桑村	後期	M1, 2	1コマ	〃	59
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	〃	61
経済法Ⅰ	2	滝澤	前期	M1, 2	1コマ	〃	63
経済法Ⅱ	2	滝澤	後期	M1, 2	1コマ	〃	65
トランスナショナル情報法	2	金谷、早川	後期	M1, 2	1コマ	〃	67
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1, 2	隔週2コマ	〃	69
行政学演習	4	牧原	通年	M1, 2	隔週2コマ	〃	71
西洋政治思想史演習	4	大塚	後期	M1, 2	2コマ	〃	72
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	後期	M1, 2	2コマ	〃	73
インターンシップAⅠ	1			M1, 2			74
インターンシップAⅡ	1			M1, 2			74
インターンシップB	2			M1, 2			74
比較政治学演習Ⅰ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	75
比較政治学演習Ⅱ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	〃	76
日本政治外交史演習	4	伏見	通年	M1, 2	1コマ	〃	77
日本外交論発展演習	4	橋本	通年	M1, 2	隔週2コマ	〃	78

*1:は集中講義で開講する。

*2:については、別途周知する。

※政策体系論については、後期も開講予定である。

公 共 政 策 大 学 院

授 業 科 目 一 覧

(平成 23 年度以降入学者用)

平成24年度 公共政策大学院授業科目一覧
(平成23年度以降入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 必須科目							
公共政策ワークショップⅠ	12		通年	M1	3コマ		
プロジェクトA		島田					1
プロジェクトB		山口					4
プロジェクトC		阿南					8
プロジェクトD		西田					11
公共政策ワークショップⅡA	2		前期	M2	1コマ		16
公共政策ワークショップⅡB	6		後期	M2	3コマ		16
政策調査の技法	2	牧原、戸澤、金谷	*1	M1	*1		17
(2) 基幹科目							
公共政策基礎理論	4	牧原、稲葉、西本、大西	前期	M1, 2	2コマ		19
論文作成基礎講義	2	牧原、澁谷、飯島	通年	M1	*2	「公共政策特論Ⅱ」と合わせて履修すること。	23
公共政策特論Ⅱ	2	牧原、澁谷、飯島	通年	M1, 2	*2		25
地域社会と公共政策論Ⅰ	4	菅原	前期	M1, 2	2コマ		27
行政の法と政策	2	稲葉	前期	M1, 2	1コマ		29
国際社会と各国法秩序	2	西本	後期	M1, 2	1コマ		30
租税制度論	2	澁谷	前期	M1, 2	1コマ		32
政策税制論	2	澁谷	後期	M1, 2	隔週2コマ		34
統治機構の動態分析	2	牧原	後期	M1, 2	1コマ		36
グローバル・ガバナンス論	2	ドリフテ	*1	M1, 2	*1	英語での授業	40
経済学理論	4	阿部	後期	M1, 2	2コマ		43
財政学	2	只友	*1	M1, 2	*1		45
地方自治法	2	飯島	後期	M1, 2	隔週2コマ		47
社会福祉法	2	志田	前期	M1, 2	1コマ		48
防災法	2	生田	前期	M1, 2	隔週2コマ		49
政策体系論 政策実務A	2	島田	前期	M1, 2	1コマ		50
(3) 展開科目							
租税法原論	2	澁谷	後期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	52
法と経済学	2	森田	前期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	53
環境法Ⅱ	2	大塚	*1	M1, 2	*1	〃	55
実務労働法Ⅰ	2	原	*1	M1, 2	*1	〃	57
実務労働法Ⅱ	2	桑村	後期	M1, 2	1コマ	〃	59
社会保障法	2	嵩	前期	M1, 2	1コマ	〃	61
経済法Ⅰ	2	滝澤	前期	M1, 2	1コマ	〃	63
経済法Ⅱ	2	滝澤	後期	M1, 2	1コマ	〃	65
トランスナショナル情報法	2	金谷、早川	後期	M1, 2	1コマ	〃	67
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1, 2	隔週2コマ	〃	69
行政学演習	4	牧原	通年	M1, 2	隔週2コマ	〃	71
西洋政治思想史演習	4	大塚	後期	M1, 2	2コマ	〃	72
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	後期	M1, 2	2コマ	〃	73
インターンシップAⅠ	1			M1, 2			74
インターンシップAⅡ	1			M1, 2			74
インターンシップB	2			M1, 2			74
比較政治学演習Ⅰ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	他専攻等と合同	75
比較政治学演習Ⅱ	2	横田	前期	M1, 2	1コマ	〃	76
日本政治外交史演習	4	伏見	通年	M1, 2	1コマ	〃	77
日本外交論発展演習	4	橋本	通年	M1, 2	隔週2コマ	〃	78

*1:は集中講義で開講する。

*2:については、別途周知する。

※政策体系論については、後期も開講予定である。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA（12単位）

責任教員：島田 明夫、牧原 出

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

東日本大震災に照らした我が国災害対策法体系の問題点と課題に関する実証分析Ⅱ
(災害復旧対策)

<目 的>

平成23年3月11日14時46分頃、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県北部で震度7、その他の宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強であった。震源は宮城県沖を中心とする南北500km、東西200kmにわたるプレート型の地震であり、我が国では今までに経験のない大地震であった。また、この大地震によって、10mを超える大津波が発生し、青森県、岩手県、宮城県、福島県の太平洋岸を中心に死者・行方不明者は2万人弱に上る甚大な津波被害をもたらし、南三陸町、陸前高田市、石巻市等においては市町村の機能が実質的に失われるような未曾有の被害を受けた。このように、東日本大震災は、我が国が初めて経験した広域的な大規模災害であった。

災害は住民等の生活活動や経済活動、社会活動など多くの分野に大きな打撃を与える可能性があり、それぞれの分野で被害が生じることを防止し、軽減し、災害応急対策を講じるとともに、災害による被害からの復旧、復興を図ることが必要である。このために、防災に関する法制度が構築されているが、本ワークショップは、それが災害の実態に対応した適切な形の法体系になっているか否か、また、どこに問題点があるのか、その課題は何かについて、今般の東日本大震災の実態に照らして実証的に検討することによって、必要な法改正の方向についての政策提言をまとめることとし、これによって政策の企画立案能力を養成しようとするものである。平成23年度においては、主として災害応急対策に焦点を当てて、実証分析を行い、広域大規模災害における災害応急対策に係る災害対策法制の在り方について提言をまとめたところであるが、平成24年度においては、災害復旧対策に焦点をあてて、研究を進める。

<授業内容・方法>

(1) 災害対策法制の概観

災害対策法制については、一般的には、時系列に関係諸法を整理することが多く、本ワークショップにおいても、

- 1) 災害予防対策：災害を未然に防止すること
- 2) 災害応急対策：災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと
- 3) 災害復旧対策：被害の復旧を図ること
- 4) 災害復興対策：被災した地域の再編を図ること

に区分して考えることとする。

本ワークショップにおいては、内閣府、東北地方整備局等の関係機関から集めた東日本大震災の実態に即して、主として２）の災害応急対策に係る諸法についての問題点及び検討課題を実証的に抽出するとともに、災害復旧において必要とされる法制度の在り方についても提言をまとめることを目指す。なお、原子力発電所事故については対象としない。

（２）現行災害対策法制の問題点

現時点において想定される現行の災害対策法制の主な問題点としては、以下のものが考えられる。

① 災害対策基本法の位置づけ

現行法制度における災害対策基本法と災害救助法等の関係は、一般法と特別法のあるが、災害対策における理念と国、都道府県、市町村等の役割と連携について明確化するために、災害対策基本法を真の基本法と位置付けるべきではないか。

② 災害復旧期における総合的な支援制度の確立

１）災害救助法の規定は、主として短期一過性の中小規模の災害を想定した必要最低限の支援を定めているが、仮設住宅と住宅応急修理については復旧期の事象として位置付けたうえで、災害救助法の対象から除外すべきではないか。

２）市場機能が回復し、その利用が可能となった段階においては、現物支給を原則とする災害救助法ではなく、災害復旧期に対応した総合的な支援措置を規定する法律の制定が必要ではないか。

３）住宅については、避難所→仮設住宅→復興公営住宅という従来型の単線的なパターンだけではなく、借上げ仮設住宅、住宅応急修理、家賃補助に係る住宅バウチャー制度の導入など被災者にとって選択肢のある柔軟な制度を検討するとともに、被災自治体の財政負担が過大にならないような復旧のための総合的な住宅支援制度を考えるべきではないか。

４）津波の被害を受けた地域においては、農地が海水に浸されて農業の再開は極めて厳しいこと、漁港の使用も支障をきたすことなど、第１次産業を中心として生活の手段を確保することが極めて困難になっている。被災者の生活再建に向けての取組を進めるには、災害弔慰金、災害生涯見舞金等の生活再建を目的とした各種支援制度を一本化して、生活基盤を早期に回復することと併せて、被災者の自立を促し、本格的な復興を目指した雇用の回復・創出を中心とする産業振興政策も含めた総合的な生活再建支援制度を検討する必要があるのではないか。

（３）本ワークショップの進め方

平成 24 年 4 月から調査・検討を始めて、東日本大震災における復旧に係る具体的なデータに照らした現行の災害対策法体系の問題点及び課題を抽出し、中間報告を行う。

後半においては、宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、南三陸町、気仙沼市、陸前高田市におけるヒアリング調査を進めたうえで、可能であれば仮設住宅や借り上げ民間賃貸住宅に住む被災者のアンケート調査なども行って、実証的な分析を進めた上で、災害対策法に必要な改正の方向について具体的な政策提言をまとめて、最終報告を行う。

<教科書・教材>

防災の法と仕組み（生田長人編：東信堂）

逐条解説 災害対策基本法（防災行政研究会：ぎょうせい）

「災害救助法」徹底活用（山崎 栄一他：クリエイツかもがわ）

Q&A 被災者生活再建支援法（津久井 進：商事法務）

大震災の法と政策（阿部泰隆：日本評論社）

東日本大震災復興への提言 - 持続可能な経済社会の構築（伊東滋他：東大出版会）

東日本大震災復興への道－神戸からの提言（兵庫県震災復興研究センター：クリエイツかもがわ）

「東北」共同体からの再生（川勝平太・東郷和彦・増田寛也：藤原書店）

津波と防災－三陸津波始末（山下文男：古今書院）

防災行政と都市づくり－事前復興計画論の構想（三井康壽：新山社）

東日本大震災と地域産業政策（関満博：新評論）

東日本大震災とこれからの水産業（白須敏朗：成山堂書店）

震災調査の理論と実践－都市政策論集（神戸都市問題研究所：勁草書房）

大震災と人間復興－生活再建への道程（兵庫県震災復興研究センター：青木書店）

国土交通六法（社会資本整備編 平成 23 年版：東京法令出版）

その他、ワークショップを進めてゆく過程で、必要な教材を適宜指示する。

<成績評価の方法>

① グループの一員としての役割を適切に果たしている度合い（取組み姿勢やグループ研究への貢献度を含む。）

② ワークショップの中間報告及び最終報告の内容（これに関するプレゼンテーションを含む。）

を総合的に評価する。

<その他>

本ワークショップでは、現状分析や課題・問題点の抽出・提示、法改正等の実践的な政策提言を行う能力を養うとともに、ワークショップにおける共同研究を適切に遂行する能力、作業スケジュールを的確に管理する能力、情報の収集及び分析の能力、ものごとを多面的に把握し思考する能力、正確な文章を書く能力、効果的かつ説得的なプレゼンテーションを行う能力などを総合的に養成する。

授業科目： 公共政策ワークショップⅠ プロジェクトB（12単位）
責任教員： 山口 正行、澁谷 雅弘
配当学年： M1年
開講学期： 通年
週授業回数： 3回

消費者市民社会の実現に向けた施策について

<目 的>

従来の消費者行政にみられた各省庁縦割りの弊害を是正し、これを一元的に推進するための組織として、消費者庁及び消費者委員会が平成21年9月1日に設置されてから、2年半が経過しました。この間、平成21年12月1日には悪質商法対策の充実・強化を図る特定商取引法・割賦販売法の抜本的改正が施行され、平成20年度から措置された地方消費者行政活性化基金が延長・増額されるなど、消費者行政の充実に向けた施策は軌道に乗るようにも思われました。

しかし、消費者被害は順調に減少しているとは言えません。全国の消費生活センターが受け付けて登録した消費生活相談件数は、平成16年度のピーク時（約190万件）から減少傾向にあるものの、依然として約90万件（バブル崩壊前の20万件弱の約5倍）という高水準にあります。また、減少の主因は平成15～16年度に急増した架空請求（振り込め詐欺）の鎮静化にあり、その他の相談件数は、平成22年度には6年振りの増加に転じています。

そして、1件1件の相談の内容も、契約・財産上の問題にとどまらず、生活保護や心身のケアの必要性など、異なる領域の専門家の協力を必要とする複合的な事案が増え、解決に要するエネルギーは増加しているとの見方もあります。また、相談事案の契約・購入金額は、件数が減少する中でもむしろ増加しており、既払い金額は平成22年度に過去最高の約242.9億円（前年度比20%超の増加）に達しています。このように、消費者問題が総じて落ち着いてきたとは言えない状況にあると考えられます。

さらに、消費生活相談の相談者の年代別の割合をみると、高齢者の割合が増加傾向にあり、平成22年度には70歳以上の割合が20歳代までの割合を初めて上回っています。情報や判断力が不足する場合があります、リカバリーも困難な高齢者に被害が集中する傾向がみられることは、社会の高齢化が進展する中、注目されています。

こうした状況の中で平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、消費者行政が現在も抱えている課題を顕在化させたものと考えられています。震災からの9か月間で便乗商法を巡りトラブルとなった相談が少なくとも2,439件あり、既払い金額だけで約9億7000万円の被害が生じたとされており、しかも、それも氷山の一角に過ぎないとの指摘もあります。

震災後の相談事例は、屋根の修理代の高額請求、機能の疑わしい放射線測定器や浄水器の販売、実態が不透明な会社等の社債や未公開株の販売など多岐に渡りますが、複雑化・巧妙化する事案を踏まえ、平時からどのような制度・運用による備えが必要であったかを再検討することが求められているものと考えられます。

震災後、被災地の経済復興のための産業構造の変革が急がれています。発災直後は、何よりも生存の確保とそのため不可欠なインフラの整備が優先されることは当然ですし、その後においても、様々な設備の回復や新産業の創出は重要な課題に違いありません。しかし、状況が安定し復興に向かう段階においては、それらと同時に、消費者行政を推進することも、重要な課題だと考えられます。消費者被害による経済的損失は、顕在化している直接的な損害だけでも、最大で約3兆4000億円に上ると推計されています。これらの損害を回復し、このような損害が発生しないようにすることは、消費者の生活の質を高め安心・安全を確保する上でハード面の整備に劣らず重要であるとともに、それらが健全な経済活動に回ることによって国民経済にも大きな利益をもたらすことが期待できるからです。

消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の原因を調査する機関の設置、いわゆるすき間事案における重大な財産被害の発生・拡大の防止のための行政措置等を新たに規定する消費者安全法改正案を、既に今国会に提出しています（平成24年2月14日）。貴金属等の強引な訪問買取りへの規制を追加する特定商取引法改正案や、特定の適格消費者団体が個々の消費者に代わって消費者被害の回復を請求できる制度を創設する法案についても、今国会への提出を目指し検討が進められています。

しかし、これら法案の内容についても議論があるほか、地方における相談対応体制の整備、行政処分の実行権限や効果の適用のあり方、消費生活相談員の雇い止め等の処遇の改善、地方消費者行政の平成25年度以降の財源のあり方、適格消費者団体の創設・運営への支援の方策、国民生活センターの消費者庁との一元化の是非、安愚楽牧場問題等の個別の事件処理に関する問題指摘など、消費者行政の充実のためには、解決されるべき困難な課題が山積しています。そして、少なくとも幾つかの論点においては、消費者庁と消費者委員会の間、あるいは消費者庁と地方自治体の消費者行政部門や消費者団体との間でも意見の相違や温度差（例えば、地方消費者行政に用途を特定した財源を確保すべきか地方自治体に用途の判断を委ねるべきか、広域的な被害防止が必要な事案に係る都道府県の処分の効力を全国に及ぼすべきか否かなど）がみられ、解決の道筋が見えづらい状況となっています。

また、消費者行政の推進における規制の強化は、事業者側にとっては事業活動への制約となるところ、必要以上の規制を行うことは、健全な事業活動までも委縮させてしまうおそれもあり、それは地方自治体の財政・経済効果の観点からも望ましいことではありません。悪質な事業者による消費者被害を的確に防止する規制を行うとともに、違反行為を迅速に排除し被害を救済することで、健全な事業活動の領域を広げ、健全な事業者と消費者の双方に利益となる仕組みを構築することが望ましいと考えられます。

本ワークショップは、以上のような認識の下、東北地方の自治体を取り上げ、地方消費者行政の現場の状況を踏まえて、ただし、行政側の視点だけではなく、消費者側・事業者側の視点からも多角的な分析を試みた上で、優先的に解決される必要がある課題を抽出し、今後の我が国の消費者政策のあるべき姿を検討していきたいと考えています。

検討に際しては、①地方消費者行政のあるべき水準の確保と地方分権改革の考え方との調和、②悪質な事業者による消費者被害の抑止と健全な事業活動の尊重との均衡、③行政と消費者団体の役割分担等を考慮し、バランスの取れた結論を目指すとともに、その実現

可能性を高めることに資するよう、具体的な施策の許容性の検討も重視したいと考えています。こうした調査・検討・検証の過程を通じて、経済規制に係る政策の企画立案を進める上での心構え・方法論等を実践的に習得し、もって、将来の社会への貢献に資する幅広い視野、論理的かつ柔軟な思考力、総合的判断力等を養成することを目標とします。

＜授業内容・方法＞

本ワークショップは、概ね以下の通り進めることを想定していますが、詳細な内容及び具体的な進め方は、参加者自身によるグループ内の討議を通じて検討し、決定することとします。

○４～５月（準備期間）

- ① 消費者関連法制に係る基礎的な情報の収集及び学習
 - ・ 各法制の概要（書籍・論文等）、立法時の議論（国会議事録等）、運用の状況（調査報告書等）などについて、文献調査・整理。
 - ・ 各法制の法的・経済学的な論拠について、基礎知識（需要と供給、消費者余剰・生産者余剰、情報の非対称性、逆選択、モラルハザード、インセンティブ設計、機会主義的行動、適合性の原則等）を学習。
 - ・ 地方分権改革（三位一体改革、地方分権改革推進委員会、消費者行政活性化基金と一括交付金等）について、消費者行政と関連する範囲で基本的な動きを整理。
- ② 消費者被害の概況に係る情報の収集
 - ・ 過去の報告書、公表資料（消費生活年報、国民生活白書、内閣府・消費者庁の資料、地方消費者行政専門調査会の資料等）などから情報を整理。
 - ・ 新聞、雑誌等の記事検索を分担し、直近の重要情報を共有。
- ③ ヒアリングの準備
 - ・ 相手先の選定（消費生活センター、地方自治体の消費者行政部門、消費者委員会及び消費者庁、消費者団体、事業者団体、有識者等）及び挨拶回り。
 - ・ 質問事項等の準備。

○６～７月（課題抽出・論点整理・対応策の検討）

- ① ヒアリングの実施（結果を踏まえアンケート調査を検討）
- ② 問題の所在にかかる認識の整理
- ③ 採るべき対応策の方向性の検討
- ④ 関係者への意見聴取等を通じ、課題及び対応策の方向性を絞り込み

○８～９月（夏季休暇期間の活用）

就職活動等との関係で無理のない範囲で、前期の進捗と検討の方向性に応じて、通常の学期間には困難な調査活動の企画を検討。

例えば、中遠距離のヒアリング、広範囲のアンケート調査、シンポジウムへの参加など。

○１０～１月（調査の深化～政策提言の取りまとめ）

法制面の対応策については立法事実及び実現に導くための説明方法等、運用面の対応策

については実行を担保する手段等も検討。

対応策の案を関係者に提示する機会を設け、意見聴取の上、最終案を取りまとめ。

<教科書・教材>

必要な教材は、ワークショップを進めていく過程で適宜紹介しますが、当面、基本的な情報・知識を得るために参照することが望ましい文献として、以下を挙げます。

1 公表資料・論文（インターネットで閲覧可能）

「消費生活年報 2011」（国民生活センター編）

「平成20年版 国民生活白書」（内閣府）

「地方消費者行政専門調査会報告書」（平成23年4月 消費者委員会 地方消費者行政専門調査会）

「地方消費者行政の現状分析」（平成22年7月 消費者庁）

「消費者政策と市場の規範」（平成20年4月30日 谷みどり著）

2 書籍（基本的に図書館で購入済み）

「消費者の権利 新版」（正田彬著 岩波新書）

「消費者法 第4版」（大村敦志著 有斐閣）

「消費者法の新展開」（宗田貴行著 慶応義塾大学出版会）序章、第1章

「企業犯罪・不祥事の制度設計」（白石賢著 成文堂）第1、4、6、7章

「インセンティブ設計の経済学」（伊藤秀史ほか編著 勁草書房）序章、第4、9章

「すぐに役立つ 消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法の法律知識」（藤田裕監修 三修社）

3 新聞・雑誌

「日本消費経済新聞」（週刊 日本消費経済新聞社）

「消費者法ニュース」（季刊 消費者法ニュース発行会議）

「現代消費者法」（季刊 民事法研究会）

<成績評価の方法>

ワークショップとしての成果に対する貢献度から判断します。組織として政策を企画立案していくためには、各人が分担した作業を全うすることは不可欠ですが、それにとどまらず、共通の問題意識の醸成、有機的な議論による内部の意思決定、外部との意思疎通等を図ることが大切ですので、これらに如何に意を用い、注力したかも重要な要素として評価します。

<その他>

教員は指導・助言を行います。基本的には、参加者の自主性を尊重し、同時に、責任ある行動を求めます。参加者の出身学部等は様々と予想されますが、各人が積極的に長所を発揮し、相互に補うことで、全員が充実した活動を行えることを期待します。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC（12単位）

責任教員：阿南 友亮、金 淑賢

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

日本のソフトパワーと広報外交の検証

<目 的>

世界的に著名な国際政治学者ジョセフ・ナイによって、軍事力・経済力からなるハードパワーとは異なるソフトパワーの概念が提起されてからすでに久しい。文化、価値観、政策などによって国家の魅力を高め、その魅力によって国際関係を望ましい方向へと導く能力と定義することのできるソフトパワーは、情報化時代における日本の外交を考えるうえで重要なキーワードとして注目されている。

日本は、軍事力を外交の手段として用いることに自ら大きな制約をかけることをその平和主義の重要な根拠としている。そうした条件のもとで、ODA（政府開発援助）に象徴されるように、日本は長らく経済力を外交の重要な手段として用いてきた。しかし、日本のODA外交は、近年様々な要因からかつての規模を維持することが困難となっている。また、世界的に見れば、日本に対する比較的ポジティブなイメージが定着している国は決して少なくないが、東アジアに限定すれば、日本に対するマイナスイメージが世論に大きな影響を及ぼしている国が複数存在しており、これが日本とこれらの国々との関係の安定化にとって重大な阻害要因となっていることは周知の事実であるといえる。こうした点からソフトパワーを念頭にいた近隣諸国の世論への働きかけ、換言すれば、近隣諸国における日本のイメージ向上が日本政府にとって重要な政策課題となっていることがわかるであろう。

本ワークショップは、主として中国を対象とした日本のイメージ向上に関する日本政府（外務省、観光庁、文化庁）、地方自治体（県・市）、独立行政法人（国際交流基金）、民間のそれぞれの取り組みおよび連携・協力関係について調査をおこない、調査によって得られた情報をもとに日本のソフトパワーおよび広報外交の在り方について分析・検討し、分析・検討の結果を踏まえた包括的な提言を示すことを目的としている。学生には、精緻な調査・分析に基づく説得力のある提言をまとめることと同時に、このグループ作業を通じて、学部時代に一定程度培った問題発掘、調査・分析、論理構築、プレゼンテーション、コミュニケーション、チームワークに関するスキルやノウハウに一層磨きをかけることが期待される。

<授業内容・方法>

ワークショップの作業は、大きく分けて4つのステージに区分される。第1ステージでは、国際政治、日本外交、ソフトパワー、現代中国に関する基礎的な文献を講読し、メンバー間に存在することが想定される知識のギャップを埋める。また、レジュメの作成、報告、

議論によって問題発掘、調査・分析、論理構築、プレゼンテーション、コミュニケーションのトレーニングを繰り返しおこなう。

第2ステージでは、具体的な研究計画を立案する。研究計画は、グループ全体でカバーする調査対象、各メンバーの役割分担、調査旅行（国内・国外）の内容と日程、調査データ分析・提言の作成という作業工程全体を網羅した大まかなタイムテーブルなどを含めたものとなることが想定される。また、これと並行して国内での調査をすすめる。調査は、文献・データの調査および関連機関でのインタビューに主眼を置く。

第3ステージは、国外、特に中国での調査の準備、実施、調査結果の取りまとめが作業の中心となる。中国での調査では、大使館の広報文化センターの視察や中国の大学生・大学院生を対象としたアンケート調査の実施などを実現させ、そこから有益な情報を獲得することが重要な課題となるであろう。中国の学生を対象としたアンケート調査は、日本の広報文化外交の効果を査定する上で主たる判断材料となり、本ワークショップの調査の要と位置づけられる。アンケート調査からどのような日本像が浮かび上がってくるのか、また、そこからどのような成果と課題が見えてくるのか、主担当の教員も一人の中国研究者として高い関心を持っている。

第4ステージでは、補足調査を随時おこないつつ、調査結果を分析・検討し、その結果および提言を最終的な報告書にまとめ、それをワークショップの合同報告会で報告する準備を進める。報告の準備では、自分たちの研究成果を与えられた時間を厳守しつつ、論理的に、かつ分かりやすく説明するための創意工夫が求められる。報告書の執筆、PowerPointのコンテンツ作成、プレゼンテーションの段取り、質疑応答の準備などは、多くの時間と労力を必要とするものであり、メンバーのチームワークの真価が問われることになる。

各ステージは、あくまで作業の目安であって、厳密に区分されるわけではない。特に第2ステージと第3ステージは、ほぼ同時進行となる可能性が高い。

<教科書・教材>

教科書・教材については、参加メンバーの学習背景などを見極めたうえで改めて提示することになるが、とりあえず基本的な教材として以下の文献を想定している。

藤原帰一『国際政治』放送大学教育振興会

五百旗頭真『戦後日本外交史 第3版』有斐閣アルマ

ジョセフ・ナイ『ソフトパワー 21世紀国際政治を制する見えざる力』日本経済新聞社

大石裕『イメージの中の日本—ソフト・パワー再考』慶應義塾大学出版会

渡辺靖『文化と外交—パブリック・ディプロマシーの時代』中公新書

金子将史、北野充、小川忠、横江公美『パブリック・ディプロマシー—「世論の時代」の外交戦略』PHS

松村正義『新版 国際交流史—近現代日本の広報文化外交と民間交流』地人館

国分良成『中国は、いま』岩波新書

アレン S. ホワイトティング著、岡部 達味訳『中国人の日本観』岩波現代文庫

家近亮子、松田康博、段瑞聡『岐路に立つ日中関係』晃洋書房

<成績評価の方法>

問題発掘、調査・分析、論理構築、プレゼンテーション、コミュニケーション、チームワークといった項目に関する能力の向上に各メンバーがどれだけ意識的に取り組み、どの程度の向上を達成したかを厳密にチェックし、そこにリーダーシップやグループ作業への貢献といった要素も加える形で各メンバーの一年間のパフォーマンスを査定する。

<その他>

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトD（12単位）

責任教員：西田 主税、飯島 淳子

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

震災復興に向けた市民・行政協働型の環境政策の課題と推進方策について

<目 的>

東日本大震災から約1年が経過した現在、被災地域における環境政策の推進が中・長期的な重要課題の一つとなっている。

昨年11月、仙台市が取りまとめた「仙台市震災復興計画」においては、その復興の基本理念において、「市民力」が困難を乗り越える重要な力となったとし、市民と「ともに、前へ」歩みを進めていくことが目指すべき復興の姿であるとしている。そして、「減災を基本とする多重防御の構築や、エネルギー対策など環境政策の新しい展開に向けた取組みを総合的に推進しながら、『新次元の防災・環境都市』を掲げ、しなやかでより強靱な都市の構築に向けて、多様で幅広い市民力とともに、本市の復興を力強く推進していきます。」とある。

このように、市民力を基調とした行政と市民との協働による復興政策の推進は行政プロセスにおいて極めて重要な位置づけを与えられている。とりわけ、環境政策の展開は、仙台市復興計画に掲げられた「100万人の復興プロジェクト」においても、復興に向けた大きな政策テーマの一つとなっており、今後、他の主要テーマとともに、プロジェクトの具体化に向けた実施計画・アクションプランが策定される見込みである。

この「100万人の復興プロジェクト」の内容をみれば、環境政策に関連するものとして、「美しい海辺を復元する海辺の交流プロジェクト」、及び「持続可能なエネルギー供給を可能にする省エネ・新エネプロジェクトの推進」が掲げられ、貴重な干潟の再生や再生可能エネルギーの街づくり等の検討が始められている。また、国では、復興のシンボルとして、鎮魂の森等を含む三陸復興国立公園（仮称）の検討が進められている。さらに、震災廃棄物の処理は、着実に進展しつつあるものの、広域処理の問題等依然として重要な環境問題として残されている。

本ワークショップでは、こうした行政の動きを踏まえ、宮城県を中心とした東北地方の被災地や全国のエコタウン等先進地域を調査の主たるフィールドとして、県、市、地方出先機関、NPO、市民、事業者等幅広い主体からのヒアリング等を実施し、市民と行政の協働という観点から①自然環境・生物多様性の保全・再生、②自然・再生可能エネルギーの普及・利用の推進、③エコツーリズムの推進、④ガレキ等廃棄物処理の推進、等の復興に向けた環境政策の課題と推進方策について考察する。そして、これを基礎にして、東北地方の被災地に共通する市民・行政協働型の環境政策の課題や今後の推進方策について政策提言をまとめることを目的とする。

なお、こうした考察及び政策提言のとりまとめ作業を通じて、院生各位が政策の企画・立案に関する能力を習得し、その向上を図ることが最も重要な目的であることは言うまでもない。

<授業内容・方法>

本ワークショップは、概ね以下の通り進めることを想定しているが、具体的かつ詳細な進め方については、参加者自身がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定する。

○4～5月 準備・現状把握期間

- ①被災地における環境問題の全般的現状把握
- ②自然再生・生物多様性に関する国、自治体の取組や制度の把握
- ③再生可能・自然エネルギーの普及・利用に関する国、自治体の取組や制度の把握
- ④ガレキ等震災廃棄物対策に関する国、自治体の取組や制度の把握
- ⑤市民と行政との協働による環境問題への取組に関する先進事例の把握

○6～8月 フィールド調査・ヒアリング調査等の実施期間

- ①被災地域等実地調査（被災した自然・生物多様性の価値の高い地域、構想されるエコタウン予定地域、エコタウン先進事例地域等）
- ②国の出先機関（環境省東北地方事務所、東北地方整備局、東北経済産業局等）、宮城県関係部局、仙台市関係部局、環境NPO、事業者（東北電力等）、地域コミュニティ等へヒアリング
- ③市民参加型環境問題への取組先進事例の実地調査
- ④政策提言のアウトラインの検討

○9月～1月 政策提言のアウトラインに沿った調査・検討実施期間

- ①政策提言分野の絞り込み
- ②重点的プロジェクトの検討
- ③構想される重点プロジェクトについて、国、自治体、環境NPO、事業者、地域コミュニティ等から意見聴取
- ④政策提言のとりまとめ、関係機関等への報告

<参考図書>

必要な教材は適宜指示する。参考となる図書等は次のとおり。なお、復興への取組は日々動いており、参加者が自ら国や自治体等の関係機関のウェブサイトや出版物、広報資料等から最新の情報を入手する努力が求められる。

- ・国、宮城県、仙台市、岩手県、福島県等の復興計画
- ・環境法第3版（大塚直著）（有斐閣）
- ・環境六法（平成23年度版）（国際比較環境法センター環境法令研究会）（中央法規）
- ・環境・循環型社会白書、仙台市、宮城県、岩手県、福島県各環境白書（平成23年度版）
- ・環境自治体白書2005年～2011年版（環境自治体会議）（㈱生活者）
- ・自治体環境行政法第4版（北村喜宣著）（第一法規）

- ・持続可能な地域社会のデザイン（植田和弘等編著）（有斐閣）
- ・環境マネジメントとまちづくり（川崎健次等編著）（学芸出版社）
- ・TN 法住民参加の地域づくり（門間敏幸著）（家の光協会）
- ・市民・地域が進める地球温暖化防止（和田武等編著）（学芸出版社）
- ・住民・コミュニティとの協働（西尾隆編著）（ぎょうせい）
- ・市民参加型社会とは（町村敬志、吉見俊哉編著）（有斐閣）
- ・環境NGO総覧（独法環境再生保全機構）
- ・地域と環境政策（磯野弥生等編著）（勁草書房）
- ・生物多様性保全と環境政策（畠山武道等編著）（北海道大学出版会）
- ・東日本大震災復興への提言（伊藤滋著）（東京大学出版会）
- ・東日本大震災と地域産業復興（関満博著）（新評論）
- ・「被災者目線」の復興論（日野秀逸著）（新日本出版社）
- ・復興の大義（農山漁村文化協会）
- ・東日本大震災からの復興まちづくり（佐藤滋著）（大月書店）
- ・震災からの経済復興（東洋経済新報社）
- ・震災復興（佐藤主光著）（日本評論社）
- ・「東北」共同体からの再生（川勝平太著）（藤原書店）
- ・ほんとうの復興（池田清彦著）（新潮社）
- ・大震災のなかで（内橋克人著）（岩波書店）
- ・日本大災害の教訓（竹中平蔵著）（東洋経済新報社）
- ・3・11後ニッポンの論点（朝日新聞社）（朝日新聞出版）
- ・3・11あの日のこと、あの日からのこと（みやぎ教育文化研究センター）（かもがわ出版）
- ・季刊東北学 第28号（東北芸術工科大学東北文化研究センター）
- ・季刊東北学 第29号（東北芸術工科大学東北文化研究センター）
- ・被災地を歩きながら考えたこと（五十嵐太郎著）（みすず書房）
- ・大震災後の社会学（遠藤薫著）（講談社）
- ・「戦後」が終わり、「災後」が始まる。（御厨貴著）（千倉書房）
- ・河北新報のいちばん長い日（河北新報社）（文藝春秋）
- ・東日本大震災、その時企業は（日本経済新聞社）（日本経済新聞出版社）
- ・3・11大震災大学には何ができるのか（渡邊直樹著）（平凡社）
- ・東日本大震災津波詳細地図 上巻（青森・岩手・宮城）（原口強）（古今書院）
- ・東日本大震災津波詳細地図 下巻（福島・茨城・千葉）（原口強）（古今書院）
- ・環境省、宮城県、仙台市等関係行政機関、環境NPO、環境先進事業者等のウェブサイト

＜成績評価の方法＞

ワークショップへの取組姿勢、グループに対する貢献度（調整能力、リーダーシップ等）、最終報告書の内容、プレゼンテーション能力、対外調整能力等を総合的に評価して行う。

＜その他＞

本ワークショップでは、公共政策を形成するための組織として、有機的かつ一体的な意思決定のための議論の積み重ねや外部との調整のための工夫等を実践的に学ぶとともに、組織としての成果として、どのような政策提言を出すことができるかが試される。従って、各参加者が協働して、互いの不足を補い、報告書作成に向けて効率的・効果的に作業を行うことが期待される。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ（12単位）

配当学年：M2年

開講学期：通年

週授業回数：3回

<目 的>

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

<授業内容・方法>

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の公共政策ワークショップⅠで習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。

公共政策ワークショップⅠとの最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、公共政策ワークショップⅠとは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

<教科書・教材>

ワークショップの進め方については、『2012年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

<成績評価の方法>

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果をもとに成績を評定する。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ A（2単位）・B（6単位）

配当学年：M2年

開講学期：前期・後期

週授業回数：3回

<目 的>

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

<授業内容・方法>

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の公共政策ワークショップⅠで習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。

公共政策ワークショップⅠとの最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、公共政策ワークショップⅠとは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

なお、A（2単位）を前期に履修し、B（6単位）を後期に履修するという順序による。

<教科書・教材>

ワークショップの進め方については、『2012年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

<成績評価の方法>

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果をもとに成績を評定する。

成績評価は、前期・後期分を合わせて、後期に行う。

授業科目：政策調査の技法（2単位）

責任教員：牧原 出、戸澤 英典、金谷 吉成

配当学年：M1年

開講学期：集中講義

<目 的>

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけでなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

まず第1部として、入学前に各学生が提出した小論文試験問題についてのレポートにもとづいて、それぞれの担当教員から問題の趣旨の解説がなされ、その上で一部のレポートについて講評を兼ねたディスカッションを行う。これにより、作文能力の向上が目指される。

つづいて第2部として、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

第3部として、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの解釈方法について、講義と実習を行う。あわせてパーソナル・コンピューターやネットワークについての技術的な基礎知識も理解し、公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることが目指される。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、まず4月の授業開始の最初の週のうち、1，2，6限に授業を行う。それぞれ時間割を確認しておくこと。担当教員と開講場所については、おって通知するが、原則として川内北キャンパス・マルチメディア教育研究棟で行われる予定である。

<授業内容・方法>

授業の第1部は、選択した問題ごとにグループに分かれて出題に関わる教員とともにそれぞれディスカッションが行われる。

授業の第2部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明する。学生は自らインタビューを行い、その記録を提出する。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

1. インタビューの種類と方法
2. 記録の保存と解釈——オーラル・ヒストリー
3. 学生によるインタビュー例の講評

授業の第3部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加

え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、マイクロソフト社の表計算ソフトであるエクセルの利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。

1. 総論・エクセルの基本事項
2. 分布の中心とばらつき・エクセルによる単純集計とグラフ作成
3. 相関性と因果性ー二つの変数の関連性・エクセルによるクロス集計とグラフ作成
4. 図表を用いたプレゼンテーション

<教科書・教材>

実教出版編集部『WindowsVista 対応 30 時間でマスター Excel2007』（実務出版株式会社，2007）

御厨貴『オーラル・ヒストリー入門』（岩波書店，2007）

<成績評価の方法>

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目：公共政策基礎理論 （4単位）

担当教員：稲葉 馨、植木 俊哉、大西 仁、牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

<目 的>

本公共政策大学院でのすべての授業科目の根底には、法学・政治学・経済学を中心とする社会科学の理論がある。特に公共政策に関わる諸現象に対しては、問題への多角的な接近が不可欠であるため、社会科学の多様な理論への理解無くしては、問題を構造的に理解することは不可能である。本授業では、このうち法学・政治学における理論の基礎について、受講者がそれぞれの未習者であることを前提に、入門的な基礎部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な理論について解説する。これらは、公共政策ワークショップⅠ・Ⅱのみならず、基幹科目のすべてと関係しているので、授業では可能な限り他の諸科目へとどう展開しているのかについても触れる。また、今後の発展的な学習の方法についても教授するので、各自はその関心にあわせて自習をし、理論及び実務についての理解を一層深めるため、他の基幹科目を履修するように心がけてほしい。その意味で、本授業は大学院カリキュラムの科目配置を理解する上でも必須である。したがって、法学・政治学については既習であるという自負がある学生も受講されたい。

また、経済学及びその関連分野については、経済学理論、財政学が基礎的な理論の講義を行っているので、適宜これらも並行して履修することが望ましい。

なお、本授業は必修科目ではないが、事実上必修に近い科目として1年次学生は全員履修されたい。もちろん、理論の基礎を再確認するための2年次学生の履修も歓迎する。

<授業内容・方法>

本授業は、行政法、国際法、政治学・行政学、国際政治学の4分野についてオムニバス講義が行われる。4月はイントロダクション（大西・牧原担当）、国際政治学（大西担当）、5月は政治学・行政学（牧原担当）、6月は行政法（稲葉担当）、7月は国際法（植木担当）の授業が開講されるので、適宜準備に当てること。

（1）行政法については

①公共政策の法的理解・分析・制度化に当たって必要となる行政法の基礎知識を身につける。

②「行政法的思考」とは何かを学び、行政法の観点から考える力を身につける。

③公共政策の企画・立案に当たって必要な行政法に関する知見を得るために、独力で必要文献・資料（判例等）などを収集する力を身につける。

がねらいとなる

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 行政法の見取り図－法の3分野と行政法
- 2 行政法の基礎原理－「法律による行政の原理」など
- 3 行政活動の諸態様－ルール策定行為・行政処分・行政指導
- 4 情報公開・個人情報保護制度－公文書管理・情報公開・個人情報保護
- 5 公正・透明な行政手続－行政手続法概観・処分手続・行政指導の統制
- 6 行政訴訟その1：訴訟類型と仮の救済
- 7 行政訴訟その2：主要な訴訟要件－取消訴訟を中心に
- 8 国家賠償－国家賠償法概観・国家賠償法1条・国家賠償法2条

(2) 国際法については、

①グローバル化した現代の国際社会における諸課題や諸問題を法的視点から分析・検討するための基盤となる国際法の基礎知識を身につけること、

②国際法の解釈・適用を通して国際的な課題や問題に関する政策提言を行うための専門的能力の基礎を身につけること、

③各国政府や国際組織、国際裁判機関等に関する各種の文書や資料等を収集し、分析・検討を行う能力を身につけること、
が課題となる。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 国際社会における法の機能と役割
- 2 国際法の存在形態
- 3 国家をめぐる国際法
- 4 個人と国際法
- 5 領域の管理と国際法
- 6 国際紛争の解決と国際法
- 7 国際社会における平和の維持と武力行使の規制

(3) 政治学・行政学については、

①公共政策の定義と、公共政策の講学上の理論と、本大学院で公共政策ワークショップを中心に履修する諸科目での「政策」との共通性と相違点について、十分理解する

②統治機構に関する政治理論と、組織理論の動向をふまえつつ、現代の行政・政策にそれらがどう適用されているか、具体例に則して理解する

③中央地方関係および市民社会についての正確に理解することで、政策形成における行政および社会の役割についての理解を深める
ことが課題となる。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 イントロダクション——政策研究、政策提言、政策教育
- 2 立法過程の中の政治制度と法制度
- 3 組織理論と行政組織

- 4 課題設定と政策革新
- 5 政策執行と規制
- 6 政策評価と行政評価
- 7 中央地方関係と分権化改革
- 8 市民社会と公共性

(4) 国際政治については

講義の目的を一文で表わすと、現代の国際社会で発生している様々な政治的・社会的問題を正確に理解し、その解決策を見出すのに役立つ、基礎的観点・知識を身に付けることにある。

より具体的には、次のようなことが学ぶべき課題となる。

- ①国際政治においては、日常的市民生活や近代の国内社会で培われる常識・倫理からかけ離れた事がしばしば起こっている（例えば、戦争では人を殺すことを命じられる）が、なぜそのようなことが起こるのか、近代の国際社会の構造、及びそこで展開された近代の国際政治の特徴はどのようなものであったか。
- ②現代の国際政治の姿は、近代の伝統的な国際政治のあり方から大きく変容したが、近年、国際社会にはどのような構造変動が起こり、又、その結果、現代の国際政治はいかなる特徴を帯びるに至ったか。
- ③今日、人類社会は、その存続に関わりかねない様々な深刻な問題、すなわちグローバル・イシューに直面しているが、グローバル・イシューにはどのようなものがあるのか、又、それらの問題はなぜ起こったのか、そして、どのように解決すべきか。
- ④急速に変容する国際社会の中で、日本は「失われた 20 年」と呼ばれるような混迷に陥っているが、どのようにすれば日本はこの窮状を脱することができるのか。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 国際社会の構造と変容
 1. 1. 近代国際社会の成立と近代国際政治の特徴
 1. 2. 国際社会の変容と現代国際政治の特徴
 2. グローバル・イシュー
 2. 1. グローバル・イシューとは
 2. 2. 戦争の原因論と平和構想
 2. 3. 核兵器
 2. 4. 飢餓
 3. 冷戦の終結とグローバリゼーションと「失われた 20 年」——日本の将来

<教科書・教材>

秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』有斐閣、2010年

稲葉馨『行政法と市民』放送大学教育振興会、2006年

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』有斐閣、2006年

西尾勝『行政学（新版）』有斐閣、2001年

加茂利男・大西 仁他『現代政治学・第4版』有斐閣、2012年。

John Baylis et al. The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations, Fifth Edition, Oxford University Press, 2011（意欲的に国際政治を学習した学生には有益である）上記以外の教材、参考文献については追って知らせる。

<成績評価の方法>

学期末における筆記試験により行う。

論文作成基礎講義（2単位）

責任教員：飯島 淳子、渋谷 雅弘、牧原 出

配当学年：M1年

開講学期：通年

<本講義の目指すもの>

本講義は、別途開講される公共政策特論Ⅱと一体として受講することで、学生が第1に公共政策ワークショップⅡで取り組む論文作成能力を涵養するとともに、第2に現代の行政全般にわたる政策領域・法制度について概括的な理解を得ることを目的とする者である。

実社会において向き合わなければならないあまたの政策領域と実定行政法制度を、学段階で学生が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても特殊講義の形で、環境政策、都市計画、金融政策といった幾つかの限られた政策領域についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な政策領域・法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、いくつかの制度分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような制度が関係し、どのような解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の政策に関する諸制度が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどのような機能を果たしているのか、といったことを実務担当者から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実には生じている様々な問題に対して、これらの制度に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの制度がどのような限界を持っているか、さらに現在どのような方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官ひいては政策プロフェッショナルを目指す学生諸君に対して、我が国の政策領域および実定行政法制度に関していくつかを掘り下げ、ときに横断的に検討することを通じて、こうした諸政策の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。政策体系論、福祉政策論などとあわせて受講すれば、政策領域のかなりの部分を網羅できるように配慮されている。

加えて、諸政策の概要を知することは、本大学院2年次に配置された公共政策ワークショップⅡにおける調査テーマを絞り込む上で不可欠である。よって、本講義では、冒頭に公共政策ワークショップⅡですでに提出されたいくつかのリサーチ・ペーパーを講読することで、政策調査と提言とはいかなるものか、イメージをつかむ。その上で、各学生は外部講師によるオムニバス授業について、前期・後期に1回ずつレポートを提出することを義務づけられる。これらのレポートは教員による講評に付せられる。そして学年末に、学生は公共政策ワークショップⅡで取り組むことを考えている政策領域・制度を対象にしたレポートを作成する。以上により、論文作成能力を磨きつつ、公共政策ワークショップⅡで、精度の高い調査分析を可能とするテーマを選ぶことが可能になるよう、導くことが目的である。

よって、本講義は、政策の概要を横断的に知るとともに、公共政策ワークショップⅡのイントロダクションの授業である。1年次学生は、2年次に履修する公共政策ワークショップⅡのために、全員履修されたい。

＜講義の内容とスケジュール＞

本講義の対象は、我が国の政策領域の殆ど全ての分野に及びうるが。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通政策、農業政策、資源・エネルギー政策、通信・放送政策、教育・文化政策、商工業関係法、中央銀行法・金融法、警察関係法、防衛・安全保障政策、災害関係法、財政・金融政策といった分野である。これらのうちいくつかについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、場合によっては、退官後間もない次官等の来講もありえ、現実の中で機能する活きた政策と制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、隔週土曜日に開講される。

＜教科書＞

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

＜成績評価＞

各学期に課されるレポート及び年度末に提出するレポートの計3つのレポートにより評価する。ただし、適宜出席状況を加味して成績評価を行う。

＜その他＞

本講義はM1学生のみを対象とする。

開講は、原則として隔週土曜、3、4限である。本講義は別途開講される公共政策特論Ⅱとあわせて、4月のリサーチペーパー講読、前期においては5月、6月、後期においては10月、11月に開講予定の外部講師による授業、さらには7月、12・1月に行われる提出レポートの講評の授業のすべてに出席することが求められる。

公共政策特論Ⅱ（2単位）

責任教員：飯島 淳子、渋谷 雅弘、牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

<本講義の目指すもの>

実社会において向き合わなければならないあまたの政策領域と実定行政法制度を、学部段階で学生が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても特殊講義の形で、環境政策、都市計画、金融政策といった幾つかの限られた政策領域についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な政策領域・法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、いくつかの制度分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような制度が関係し、どのような解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の政策に関する諸制度が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどのような機能を果たしているのか、といったことを実務担当者から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実には生じている様々な問題に対して、これらの制度に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの制度がどのような限界を持っているか、さらに現在どのような方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官ひいては政策プロフェッショナルを目指す学生諸君に対して、我が国の政策領域および実定行政法制度に関していくつかを掘り下げ、ときに横断的に検討することを通じて、こうした諸政策の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。政策体系論、福祉政策論などとあわせて受講すれば、政策領域のかかなりの部分を網羅できるように配慮されている。

<講義の内容とスケジュール>

本講義の対象は、我が国の政策領域の殆ど全ての分野に及びうるが。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通政策、農業政策、資源・エネルギー政策、通信・放送政策、教育・文化政策、商工業関係法、中央銀行法・金融法、警察関係法、防衛・安全保障政策、災害関係法、財政・金融政策といった分野である。これらのうちいくつかについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、場合によっては、退官後間もない次官等の来講もありえ、現実の中で機能する活きた政策と制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、隔週土曜日に開講される。

＜教科書＞

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

＜成績評価＞

M1学生については、別途開講される論文作成基礎講義と一体のものとして、前期・後期提出レポートと年度末に提出するレポートの計3つのレポートにより評価する。またM2学生については、年度末提出のレポートにより評価する。ただし、適宜出席状況を加味して成績評価を行う。

＜その他＞

開講は、原則として隔週土曜、3、4限である。本講義はM2学生については、前期においては5月、6月、後期においては10月、11月に開講予定の外部講師による授業への出席のみが求められる。M1学生については、別途開講される論文作成基礎講義とあわせて、4月のリサーチペーパー講読、7月、12・1月の提出レポートの講評の授業をも出席することが求められる。

授業科目：地域社会と公共政策論Ⅰ（４単位）

責任教員：菅原 泰治

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：２回

<目 的>

この授業は、地域社会における問題を取り上げ、これに多角的方向からアプローチし、複数の視座から検討を加え、固定観念にとらわれない柔軟な思考能力と将来を見通す優れた判断能力を養成し、複合的・総合的視点による政策立案能力を習得することと目的としている。2012 年前期は、「平成の市町村大合併の検証」をテーマとして取り上げる。

<授業内容・方法>

平成の市町村大合併では、平成 11 年 3 月末に 3, 232 あった市町村数が平成 22 年 3 月末には 1, 727 まで減少するなど、合併が相当程度進捗した一方、都道府県によって市町村の減少率は大きく異なり、人口一万人未満の小規模自治体が依然として多数存在するケースもあるなど、基礎自治体としてこれからの地方分権を担う市町村の姿は、地域によって不均一なものとなっている。

また、市町村合併の効果として、住民サービスの供給体制の充実強化や行財政の効率化が図られたとの評価がある一方で、周辺部の旧市町村の活力低下や住民の声が届きにくくなったとの課題も指摘されている。

このように平成の市町村大合併については、様々な評価がなされており、本授業で取り上げることにより、あらためてその意義と効果を多角的に検証していきたい。

本授業は、担当教員と複数の外部講師によるオムニバス形式で行うものであり、外部講師としては、政府の市町村合併担当者をはじめ、合併をした自治体やしなかった自治体の首長・職員等を予定している。

さらに、受講生の理解を深めるために受講生間のグループディスカッションやディベートも予定している。

<教科書・教材>

授業にて資料を随時配布する。

参考図書は、以下に掲げるもののほか、適宜授業で紹介する。

今井 照 『「平成大合併」の政治学』（公人社、2008 年）

町田 俊彦 『「平成大合併」の財政学』（公人社、2006 年）

<成績評価の方法>

授業への出席状況や授業での報告内容、質疑・ディスカッションへの参加状況、期末レポートにより、総合的に評価を行う。

<その他>

外部講師の都合上、所定の開講日以外の日に開講することがある。

担当教員は、総務相出身の実務家教員であり、総務省や地方公共団体への就職希望者には、希望に応じて助言等を行うので、適宜相談されたい。

授業科目：行政の法と政策（2単位）

責任教員：稲葉 馨

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

これまで行政法・地方自治法の分野において、法改正・制度改革の必要性が論じられ、実際に法改正が行われた事例、あるいは改正の具体的検討が行われてきたテーマ等を主にとりあげ、公共政策の法制度化という視点から、行政法上の諸問題を考えることができる力を身につけることを目的とする。

<授業内容・方法>

次のような事項について、改正前（現行）の制度の概要・改正の課題等についてひととおり理解した上で、法改正・制度改革案の内容・方向・問題点等について検討する。

- パトカー追跡事故の法と政策（「行政の法と政策」入門）
- 指定管理者制度の導入
- 住民訴訟制度の改革
- 行政組織編成権の見直し
- 行政不服審査法の抜本改正
- 行政機関情報公開法の改正
- 公務員制度改革

<教科書・教材>

適宜、レジュメ・参考資料を配付する。（教科書はとくになし。）

一般的な参考文献として、とりあえず、宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第4版〕』（有斐閣、2011年）、『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第3版〕』（有斐閣、2011年）、『行政法概説Ⅲ 行政組織法・公務員法・公物法〔第2版〕』（有斐閣、2010年）、『地方自治法概説〔第4版〕』（有斐閣、2011年）をあげておく。

<成績評価の方法>

出席点（3割程度）、質疑応答の状況（2割程度）およびレポートの成績（5割程度）によって、評価する。

授業科目：国際社会と各国法秩序（2単位）

責任教員：西本 健太郎

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

今日では、従来専ら国内法が規律してきた分野にも国際的な規律が及ぶ場面が増え続けている。これに伴って、各国法秩序の様々な局面で国際法と国内法の双方を意識することが必要な場面が増加しているとともに、国際的な規則・基準が各国法秩序に対して影響を及ぼす態様も多様化している。本授業では、こうしたなかで国際的な側面を有する問題を法的に分析し政策立案を行うために必要となるものとして、国際法による規律の全体像に関する知識とその作用のあり方に対する理解を養成することを目的とする。

<授業内容・方法>

具体的な事件・判決を中心に、関係する国際法の内容の解説を交えつつ、参加者による討論を通じて進める。討論のなかでは、具体的な問題に即して、国際法と国内法の作用のしかたを分析するとともに、紛争解決のための手続・制度等を踏まえて国際・国内の両平面での法政策のあり方を検討する。

（授業予定）

1. イントロダクション
2. 総論（1）：国際法の法源
3. 総論（2）：国際法と国内法の関係
4. 国際法主体としての国家
5. 国家管轄権
6. 海洋法（1）
7. 海洋法（2）
8. 国際法における個人（1）
9. 国際法における個人（2）
10. 国際組織と法
11. 外交関係と法
12. 国際環境と法
13. 国際経済と法
14. 紛争の平和的解決
15. 武力紛争法

<教科書・教材>

授業の中で取り扱う事件や判決については、判決等及び参考資料を適宜配布する。ただし、『国際条約集 2012 年版』（有斐閣）は毎回の授業で参照するので、各自購入の上持参すること。また、授業の初回に詳しい文献リストを配布するが、全般的な参考書としては、以下のものを挙げることができる。

- ・小松一郎『実践国際法』（信山社、2011 年）
- ・中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法〔第 2 版〕』（有斐閣アルマ、2011 年）
- ・植木俊哉編『ブリッジブック国際法〔第 2 版〕』（信山社、2009 年）
- ・奥脇直也・小寺彰編『国際法キーワード〔第 2 版〕』（有斐閣、2006 年）
- ・小寺彰ほか編『国際法判例百選〔第 2 版〕（別冊ジュリスト）』（有斐閣、2011 年）
- ・松井芳郎編集代表『判例国際法〔第 2 版〕』（東信堂、2006 年）

<成績評価の方法>

授業への出席状況と討論への貢献度、及び学期末のレポートにより評価する。

授業科目：租税制度論（2単位）

責任教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業および後期に開講される「政策税制論」の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。

この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。

租税制度を学ぶとは、あるべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。この授業はその基礎的な部分を身につけることを目的とする。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業は、次の順序で進める。

1. イントロダクション
2. 税制の基本原則
3. 税制改革
4. 租税行政手続
5. 個人所得課税1：個人所得課税の全体構造
6. 個人所得課税2：課税単位、所得の人的帰属、年度帰属
7. 個人所得課税3：各種所得の意義1
8. 個人所得課税4：各種所得の意義2
9. 個人所得課税5：譲渡所得課税
10. 法人所得課税1：法人税の意義
11. 法人所得課税2：法人所得の計算

- 1 2．法人所得課税 3：法人税の個別問題
- 1 3．消費課税 1：消費課税の意義と種類
- 1 4．消費課税 2：消費税法

<教科書・教材>

金子宏『租税法』（弘文堂）を教科書として用いる。その他有益な教材として『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣）、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）を勧める。

<成績評価の方法>

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

<その他>

この授業は、後期に開講される「政策税制論」と合わせて受講することを勧める。

また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：政策税制論（2単位）

責任教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：隔週2回

<目 的>

税制は、国家の財源調達的手段であると同時に、今日では様々な政策分野で有効な手段として用いられている。このような政策手段としての租税を政策税制という。この授業は、いくつかの政策分野を対象として、政策税制について学び、その今日的課題について理解することを目的とする。

受講者は、あらかじめ「租税制度論」において、租税の原則とその原則を実現するための仕組みについて学んでいることを前提とする。その上で、この授業においては、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制が手段として用いられていることを学ぶ。そして租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、「租税制度論」およびこの授業を合わせた最終的な目標となる。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業の進め方は、以下の通りである。

- 1 イントロダクション
- 2－3 租税特別措置総論
- 4 中小企業税制
- 5 事業承継
- 6 金融資産収益課税
- 7 公益法人と税制
- 8 社会保障制度と税制
- 9－11 地方税財政
- 12－13 環境政策と税制
- 14－15 土地税制

<教科書・教材>

別途指示する。税制調査会や各種審議会等の資料等を用いる。

全体的な教材としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、中里実ほか編

『租税法概説』（有斐閣）、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）を勧める。

＜成績評価の方法＞

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

＜その他＞

あらかじめ前期に開講される「租税制度論」を受講しておくことを強く勧める。

また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：統治機構の動態分析 （2単位）

担当教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

この授業の目的は、統治機構を構成する諸制度の理論を理解した上で、その運用・政治的効果についての実体的側面を分析する点にある。公共政策についての諸理論を習得するとともに、その視点から日本や諸外国で実際に用いられた政治・行政文書の内容を分析し、政策理論・行政理論と行政実務の双方への理解を深める。一方で行政官・政治家などの行政実務にかかわる人間の視点に立つことを学び、他方でそれを諸学問の観点から分析・検討することで、行政活動についてその外部から客観的に理解することが目指される。特に2009年の政権交代後、従来進行していた制度改革の方向が激変しつつあり、これはかなりの程度不可逆である。結果として現在、従来の統治機構についての理解を急速に変えなければならなくなっている。こうした進行中の諸改革に留意し、その中で諸制度がどのように運用され、いかなる領域がいかなる方向へ変化しつつあるのか分析することは、今や政治・行政・政策を考える上で不可欠である。

<授業内容・方法>

授業の進め方としては、各回のテーマに関連した文献リストをあらかじめ配布し、学生の必読文献と参照文献を指示した上で、主として講義形式で解説を加える。また学生の人数に応じて適宜演習形式で、学生が当該制度領域の改革動向について発表を行い、これをめぐって討論し、理論と実務についての理解を深める。1995年9月の村山内閣の閣議決定「審議会等の透明化・見直し等について」以降、政府の諮問機関等の議事内容と報告書が公開されるようになり、それらは政府のホームページよりダウンロードできるようになった。しかも、2009年の政権交代後、民主党内閣のもとでは、「脱官僚」・「政治主導」による政策形成過程へと大きな変化が生じている。したがって、過去・現在の諮問機関・会議体についてはその資料を対象に、現在進行中の改革については新聞などの情報をも加味しながら、分析を行っていく。学期終了後、学生はレポートを提出する。

現在候補と考えている授業テーマおよび各回の必読文献は以下の通りである。これらについては履修学生の人数・関心等に応じて、これらから適宜取捨選択を行う。また、現在進行中の諮問機関については、その最終結果が公表され次第、講読文献に組み入れていく予定である。なお、東日本大震災の復興状況に応じて、復興に関わる国・地方自治体の諮問機関を適宜対象とする。

- (1) はじめに：政治の「ドクトリン」と行政の「ドクトリン」
Christopher Hood & Michael Jackson, *Administrative Argument*,
Dartmouth, 1991, Ch. 1
上野千鶴子＋大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの」（上野千鶴子編『ラ
ディカルに語れば…』平凡社、2002 年）
飯尾潤『日本の統治構造』中央公論新社、2007 年、第 1・2 章
- (2) 政権交代と「行政の中立性」
辻清明『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969 年、第 1 章
新しいリーダーとともに歩む会『マニフェスト 2005 子どものしあわせが広
がるまち』
2009 年総選挙民主党・自民党マニフェスト、2010 年参院選民主党・自民
党マニフェスト
Labour Party, *Britain will be better with new Labour*, 1997
- (3) 制度としての国会・裁判所
大石真「国会改革をめぐる憲法問題」『法学論叢』141 巻 6 号
Ran Hirschl, "The Political Origin of Judicial Empowerment through
Constitutionalization: Lessons from Four Constitutional Revolutions", *Law
and Social Inquiry*, Vol. 25, pp.91-147.
参議院の将来像を考える有識者懇談会『参議院の将来像に関する意見書』2000 年
4 月 26 日
司法制度改革審議会『意見書』2000 年 6 月 12 日
国会法改正案関係資料
- (4) 内閣
Richard Crossman, *The Myths of Cabinet Government*, Harvard University
Press, 1972, Ch.2.
首相公選制を考える懇談会『報告書』2001 年 8 月 7 日
鳩山由起夫内閣「基本方針」・「政・官の在り方」・「鳩山総理から各省事務次官へ
の訓示」、菅直人内閣「基本方針」、野田佳彦内閣「基本方針」
- (5) 省庁制
牧原出『内閣政治と「大蔵省支配」』中央公論新社、2003 年、第 1 章
行政改革会議『最終報告』1997 年 12 月 3 日
行政刷新会議関係資料
- (6) 調整とセクショナリズム
Eugen Bardach, *Getting Agencies Work Together*, The Brookings Institution,
1998, Ch.2.
牧原出『行政改革と調整のシステム』、東京大学出版会、2009 年、第 4 章
行政改革会議『最終報告』1997 年 12 月 3 日
行政刷新会議関係資料

- (7) 地方自治と政府間関係
西尾勝『分権型改革の到達点と課題』（松下圭一他編『岩波講座自治体の構想1 課題』岩波書店、2002年）
地方行財政検討会議関係資料
地方分権改革推進委員会『第1次勧告：生活者の視点に立つ「地方政府」の確立』
2008年5月28日
- (8) 公務員制
Sylvia Horton, "Introduction: The Competency Movement: its Origins and Impact on the Public Sector", International Journal of Public Sector Management, Vol.13, No.4, 2000.
閣議決定『公務員制度改革大綱』2001年12月25日
公務員制度の総合的な改革に関する懇談会『報告書』2008年2月5日
民主党『公務員制度改革に関する中間報告（素案）』2005年12月20日
- (9) 民営化と特殊法人改革
Christopher Hood et al., Regulation inside Government: Waste-Watchers, Quality Police, and Sleaze-Busters, Oxford University Press, 1999, Ch.1.
道路公団民営化推進委員会『意見書』2002年12月6日
郵政民営化に関する有識者会議議事録等
行政刷新会議関係資料
- (10) 財政
アーロン・ウィルダフスキー『予算編成の政治学』勁草書房、1972年、第1・2章
経済財政諮問会議関係資料
国家戦略室・行政刷新会議、国家戦略会議関係資料
- (11) 規制
Martin Lodge, On Different Tracks, Designing Railway Regulation in Britain and Germany, Praeger, 2002, Ch.1 & Conclusion.
伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成』東京大学出版会、2003年、序章・終章
規制改革会議『規制改革推進のための第3次答申』2008年12月22日
行政刷新会議関係資料
- (12) 警察と倫理
Mark H. Moore, Creating Public Value, Harvard University Press, 1995, Ch.3.
荻野徹「警察事務の範囲と分担」（安藤忠夫・國松孝次・佐藤英彦編『警察の進路』、東京法令出版、2008年）
警察刷新会議『警察刷新に関する緊急提言』2000年7月13日
防衛省改革会議『報告書』2008年7月15日
- (13) 外交
ハロルド・ニコルソン『外交』東京大学出版会、1968年、第1章
Brian Hocking, "Foreign Ministries: Redefining the Gatekeeper Role", in idem

(ed.) Foreign Ministries: Change and Adaptation, Macmillan, 1999.

外務省改革に関する「変える会」『最終報告』2002年7月12日

(14) コミュニティ・国家・グローバリゼーション

追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会『報告書』2001年12月24日

閣議決定『男女共同参画基本計画（第3次）』2010年12月17日

(15) おわりに：科学として、技法として、専門職としての行政

L. E. Lynn, Public Management as Art, Science and Profession, Chatham House Publishers, 1996, Ch. 6

牧原出「憲政の中の『内閣官僚』」（坂野潤治他編『憲政の政治学』東京大学出版会、2006年）

<教科書・教材>

教科書に準じた参考書は、牧原出『行政改革と調整のシステム』（東京大学出版会、2009年）である。また、上記各回における必読文献については、各自がウェブサイトよりダウンロードできるものの他は、当方で用意する。また、あらかじめ詳細な文献リストを配布するが、概説書としては以下のものが有益である。

西尾勝『行政学 新版』有斐閣、2002年

西尾勝・村松岐夫編『講座行政学1～6』有斐閣、1994年

升味準之輔『日本政治史4』東京大学出版会、1988年

北岡伸一『自民党』読売新聞社、2005年

朝日新聞政権取材センター『民主党政権100日の真相』朝日新聞出版、2010年

日本経済新聞社『政権』日本経済新聞出版社、2010年

<成績評価の方法>

授業での討論への参加、報告の内容、期末のレポートによる。

授業科目：グローバル・ガバナンス論（２単位）

責任教員：ラインハルト ドリフテ

配当学年：M１・２年

開講学期：集中講義

<目 的>

The course is to familiarize students with the basic issues of Japan's international relations, including the relations with its main partners, Japan's multilateral foreign policy, and the domestic and institutional foundations of Japan's foreign policy making. The students should obtain an understanding of the parameters, restraints and principles of Japan's international relations, and develop an understanding of Japan's main bilateral relations from Japan's as well as the partner countries' perspective.

<授業内容・方法>

The course will be based on lectures (Power Point Presentation), student presentations and discussions. Students are required to read before each class one item (article, chapter) and to give from time to time an oral presentation of an item on the distributed Required Reading List.

1	1.	Introduction to the seminar
	2.	Explanation of the course, content, aims and objectives; methodology of course What is power? Does Japan have power?
2	1.	Structure, institutions and norms of Japan`s international relations I
	2.	Japanese government and non-government structures and institutions relevant for foreign policy
3	1.	Structure, institutions and norms of Japan`s international relations II
	2.	Norms and ideas influencing Japan`s foreign policy
4	1.	Adapting the Japan-US relationship to the 21th century
	2.	Pre- and post 1989 developments in the economic/political relationship

5	1.	Japan-US political-military relationship
	2.	National and regional role of the Japan-US Security Treaty and the treaty's developments
6	1.	Japan-China: Between competition and rivalry
	2.	Political and economic relationship
7	1.	Japan-China: case illustrations
	2.	Territorial conflicts in the East China Sea; the growing Chinese presence in Japan
8	1.	The Korean Peninsula
	2.	Japan and South Korea: Politics, security, economics
9	1.	Japan and North Korea
	2.	Political relationship in a bilateral and multilateral framework
10	1.	Japan and Asian regional integration
	2.	Economic cooperation (FTAs); political cooperation (ARF, ASEAN, ASEAN+, etc)
11	1.	Russia, Central Asia
	2.	Relations with Russia, incl. territorial issue;
12	1.	Central Asia, Mongolia, Caucasus, Afghanistan
	2.	Economic relations, oil, raw materials, ODA (`Silkroad diplomacy`); Japan's contribution to the fight against international terrorism

1 3	1.	Japan-EU
	2.	Political & economic relations; from value community to action community?
1 4	1.	From bilateralism to multilateralism? Part I
	2.	Global governance, G8, G20
1 5	1.	From bilateralism to multilateralism? Part II + Conclusions
	2.	UN, UNSC seat

<教科書・教材>

Glenn D. Hook, et. al., Japan's international relations: Politics, economics and security, 3rd edition, London: Routledge 2011,

Reinhard Drifte, China and Japan. Between co-operation and competition, in: Handbook of China's International Relations, ed. by Shaun Breslin (London: Routledge 2010), pp. 138-146

And other up to date book chapters and articles to be distributed (students will be given a detailed list for each session with Required Reading + a print out of Prof Drifte's Power Point Presentation)

<成績評価の方法>

Based on student participation, student presentations

<その他>

授業科目：経済学理論（４単位）

責任教員：阿部 高樹

配当学年：M１・２年

開講学期：後期

週授業回数：２回

<目 的>

この授業の目的は、経済学の入門的・基礎的な内容を土台にして、経済学的思考を実際の政策に応用できる力を身につけることである。まず、「経済学の考え方」を学び、基本となる分析視座を確認する。そのうえで、現実的トピックと絡め、主としてマクロ経済理論の検討を行う。

<授業内容・方法>

以下の順番で講義する；

①経済学の考え方（講義１０回程度）

- ・経済学のディシプリン・希少性と資源配分
- ・分業と市場経済・需要と供給
- ・資源配分（システム）の評価
- ・市場の失敗・政府の役割・政府の失敗
- ・共同体と組織の経済学・ゲーム理論入門

②マクロ経済学の構造と論点（講義２０回程度）

- ・経済活動水準が決まる要因をどう考えるか
- ・GDP 統計
- ・財市場の分析
- ・貨幣市場の分析
- ・所得と利子率の決定
- ・所得と物価の決定
- ・インフレとデフレ
- ・その他

このほか、期末テストを実施する。

授業では、練習問題を通して、論点把握や理解確認にあたる。また、授業内での質問を歓迎する。

<教科書・教材>

授業は配布資料と教科書・参考書に基づいて行う。準備してもらった教科書については、第一回目の講義時に指示する。

○参考書：

- 1) 根井雅弘『経済学はこう考える』、ちくまプリマー新書、2009 年。
- 2) 中谷 巖『マクロ経済学入門』第 2 版、日本経済新聞社（日経文庫）、2007 年。
- 3) 中谷 巖『入門マクロ経済学』第 5 版、日本評論社、2007 年。
- 4) 井堀 利宏『入門マクロ経済学』第 2 版、新世社、2003 年。
- 5) 井堀 利宏『入門ミクロ経済学』第 2 版、新世社、2004 年。

＜成績評価の方法＞

授業の平常点（3 割）と期末テスト（7 割）によって評価する。

授業の平常点については、「宿題」、あるいは、「授業内での提出物（練習問題・小テスト）」を評価する。より詳細な基準等については、第一回目の講義時に説明する。

＜その他＞

- ・経済学の予備知識がない受講生が含まれることを想定した授業内容となる。なお、第一回目の授業において、これまでの経済学の履修歴に関するアンケートに答えてもらう。
- ・予習、復習を前提として授業をすすめる。

授業科目：財政学（2単位）

責任教員：只友 景士

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目 的>

本講義では、主に三つの目的を設定している。第一の目的は、大学院レベルの「財政学全般の基礎知識」を身につけ、「財政学的な思考」を修得することである。第二の目的は、財政問題や公共政策に関わる問題意識を涵養することである。第三の目的は、財政学的思考を活かし、具体的な財政問題や公共政策の課題を「考える力（分析力・思考力）」を養成することである。

<授業内容・方法>

財政学は、国家・地方政府などの公共部門の経済活動である「財政」を対象領域とする学問である。租税を徴収し、様々な公共支出を行っている「財政」活動は、私たちの暮らしや私たちの社会の存立にとってどのような影響を与えているのか、現代経済や民主主義社会においてどのような意味があるのか考えていきたい。

この「財政」であるが、「(財政は、) 権力体である公共部門の経済活動である」、「(財政は、) 市場システムとは異なった行動原理で動いている」、「民主主義国家の財政は、国民によってコントロールされている」といった特徴を持っている。そのため財政学は、経済学の知識や政治学に関わる知識なども必要とする学際的な学問分野である。

本講義では、この多様且つ独特の側面を持った財政を分析するために財政学に関する大学院レベルの基礎知識と財政学的な思考方法の習得をめざし、神野直彦著『改訂版 財政学』（有斐閣）を基本テキストに講義を行う。公務員採用試験などで問われる財政学の基礎知識の習得もすすめるが、試験対策的な講義ではなく、公共政策を考える知的な基礎体力の養成に力点を置く。そのために、財政問題に関わるケース・スタディや重要文献の購読を取り入れ、講義を単なる知識・理論の詰め込みに終わらせず、受講者のこれまで持っていた知識の統合化、いわば知の再編成を図りたい。そうした一連の講義から、少し欲張りかもしれないが、①公共政策に関する問題意識を涵養し、理論的・論理的思考能力を養成すること、②発展的な知識の習得を通じ、社会問題を俯瞰する視野の獲得、③そのような学習を行う「心の習慣」を実装した学習能力を養成することをめざす。

テキストに沿った講義を進めながらも、現代国家の財政現象を「租税国家」「公共財の理論」「人権保障」「財政民主主義」「平等な扱い」「公共性」「公平性」「効率性」「ジェンダー予算」といった視点から眺め直してみたい。我が国の現実の財政問題として、「震災復興財政」、「税と社会保障の一体改革」「財政危機」などホットな話題が進行している。こうした現実（現実の現代国家の編成原理）と理論（テキストブックに展開されている財政理論の背景にある国家像・市民社会像）との比較検討を加えたり、「通俗的な財政問題への理解」と「近代民主主義国家の編成原理の一つとしての財政思想」を比較検討したりと言ったこ

とを行う。そうした思考の往復の中から現代財政学の発展的な理解を進めてゆきたい。現代の民主主義社会における経済・社会の諸問題に挑む財政学に関心を持つことが出来るとこの講義は成功である。

<教科書・教材>

教科書：神野直彦『財政学（改訂版）』有斐閣（2007年）

<参考書>

■財政学・公共経済学に関わる参考書

スティグリッツ著『スティグリッツ 公共経済学』東洋経済新報社（2003年）

畑農鋭矢・林正義・吉田浩著『財政学をつかむ』有斐閣（2008年）

金澤史男編『財政学』有斐閣（2005年）

アリエ・L・ヒルマン著『入門財政・公共政策』勁草書房（2006年）

池上惇『財政学』岩波書店（1990年）

島恭彦『財政学概論』岩波書店 1963年

■経済学の古典

シュムペーター『租税国家の危機』岩波書店

アダム・スミス『国富論（全4巻）』岩波文庫（2001年）

■租税論・財政学を考えるための政治哲学等に関わる参考文献

川本隆史編集『岩波応用倫理学講義 4 経済』岩波書店

L・マーフィ／T・ネーゲル著 伊藤恭彦訳『税と正義』名古屋大学出版会

トマス・ネーゲル『コウモリであるとはどういうことか』勁草書房（1989年）

ロナルド・ドゥウオーキン『平等と何か』木鐸社

ジョン・ロールズ著『改訂版 正義論』紀伊國屋書店（2010年）

ジョン・ロールズ著『公正としての正義』木鐸社（1979年）

その他に講義に必要な参考文献は講義中に適宜配布します。

<成績評価の方法>

課題レポート（75点）、平常点（25点）の配点で、総合的に評価を行う。課題レポートは、大学院レベルの財政学に関する基礎知識の習熟度を測るとともに、財政学的思考力を発展的に運用する力を養成するために書いてもらうものである。平常点は、単なる出席点ではなく、ケース・スタディの議論への貢献度も重視する。

授業科目：地方自治法（2単位）

責任教員：飯島 淳子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回（隔週）

<目 的>

地方自治行政の実務に必要であると考えられる、地方自治法の制度と運用のありようを理解する。法制度およびこれを体系化し方向づける法理論を検討したうえで、近時その必要性を強く認識されるようになった政策法務に関して、理論化の可能性をも含め、そのあり方を考えるとともに、個別事例を素材にして、総合的な視野からの思考実験を行う。

<授業内容・方法>

I 地方自治の法制度・法理論

- 1 地方自治の基礎理論
- 2 団体自治論
- 3 住民自治論

II 自治体政策法務

- 1 立法法務
- 2 執行法務
- 3 評価・争訟法務

質疑応答および討論を交えつつ、担当教員が講義を行うという形式をとる。

履修学生の人数・関心等に応じて、授業内容・方法は変更される可能性がある。

<教科書・教材>

宇賀克也『地方自治法概説〔第四版〕』（有斐閣、2011年）

塩野宏『行政法Ⅲ〔第三版〕』（有斐閣、2006年）

北村喜宣・山口道昭・出石稔・磯崎初仁編『自治体政策法務』（有斐閣、2011年）

<成績評価の方法>

平常点およびレポートによる。

<その他>

授業科目：社会福祉法（2単位）

責任教員：志田 民吉

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

社会福祉法を理解する。

<授業内容>

わが国の社会福祉関連法が規定している社会福祉の実施の方法、体制、サービスの内容を概説しながら、わが国の社会福祉法制度のあり方を考えてみます。授業は、主に配付プリント（法律の概要、必要な範囲で各種審議会答申、判例、各種記事など）で進める予定ですが、「わが国における広範な社会福祉の現状と動向について、最新の統計データと関係資料を収録する『国民の福祉の動向』」（同書のはしがき）を随時、参考にしますので準備してください。

社会福祉は、国民の日々の生活（環境）に係わる領域なので、国民にわかりやすく、日本社会にとって合理的であることも重要です。わが国の法制度のおおかたが欧米社会に由来することを再確認しつつ、大袈裟にならない範囲で、われわれ日本人のための社会福祉法制度とは、についても考えてみたいと思います。また社会福祉のニーズは生活環境の変化に敏感ですから、新聞報道（主として日経、朝日、読売、福祉の各紙で扱う記事）も参考にします。

<教科書>

準教科書扱いの意味合いで、ここに掲げておきます。

「国民の福祉の動向」（2011/2012版）（財）厚生統計協会（全320頁）

<参考文献>

月刊福祉別冊「社会福祉施策関係資料集1～29巻」（現行憲法下の社会福祉制度に係わる資料を収録）

<成績評価の方法>

レポート（3～5回程度を予定、字数は1回1,000字程度）

<その他>

法律科目履修歴のあるなしに係わらず、受講できる授業を心掛けます。

授業科目：防災法（2単位） disaster prevention law

責任教員：生田 長人

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

<目 的>

わが国の防災法制度は、一見すると、災害対策基本法を頂点に、関係諸法が体系的に構成されているように見えるけれども、実際は、災害対策基本法も基本法とは名ばかりのもので、理念規定もなく、当然必要と考えられる制度が欠如していたり、基本構造に欠陥が目立つものと言える。法制全体としてみても、大きな災害に襲われる度に、問題となった部分の解決のための制度が付け加えられる対症療法的・局所的改善に留まり、構造改善は見送られて、現在に至っている。

今回の東日本大震災においても、先送りされてきた問題から生じる影響は極めて顕著な形で表れているが、現在、政府内で行われている議論を見る限り、このような構造的部分にまで改正が及ぶかどうかは定かではない。

今年度の本講義においては、通常国会で行われることが予想される改正案を含め、防災法の直面している問題のどこを改善する必要があるかを中心に講義を行う。

<授業内容・方法>

講義できる回数が少ないため、制度全般にわたる講義を行えないので、現実の問題となっている点を取りあげて、主として法的視点から、

- i どのような考えに立って現行制度が構成されているか
 - ii 必要な規定が欠落しているため法制度として対応できないために生じている問題点
 - iii あるべき法制度の姿
- 等を見ていくこととする。

<教科書・教材>

教科書として適切なものは存在しない。

教材は、事前に配布する。

<成績評価の方法>

授業中の質疑応答の評価と期末レポートの評価により採点を行う予定。

<その他>

特になし。

授業科目：政策体系論 政策実務 A 都市法政策（2単位）

責任教員：島田 明夫

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

現在、我が国の都市は、少子高齢化、人口減少社会への移行、グローバリゼーションへの対応など、多くの社会経済状況の変化に対応して、新たなまちづくりへの取り組みが求められている。

本講義は、都市法の全体像を概観するとともに、都市計画法における土地利用規制及び開発規制、建築基準法における単体規定及び集団規定並びに地域振興法をはじめとする国土形成及びまちづくりに関連する個別法制度の概要を学ぶことによって、現在における都市の課題とそれに対する主要な都市法体系について理解するとともに、東日本大震災からの復興における都市法政策に係る問題点や今後の都市法政策展開を考察できる能力を養成することを目的とする。

<授業内容・方法>

都市の歴史を概観することを通じて現在における都市の課題を全体として理解したうえで、それに対する主要な都市法体系の全体像を把握する。そのうえで、我が国の都市法体系の基本をなす都市計画法及び建築基準法を中心として都市のマネジメントの法体系を詳細に学び、現在の都市が直面する課題への対応を図るためには、今後どのような都市法政策が求められるのかを考察する。

各回の内容は以下の予定である。（ただし、授業の進捗状況等に応じて変更することがある。）

1. ガイダンス（講義の流れ）と都市の歴史
2. 市法の全体概要
3. 都市計画法（概要・目的・意義・都市計画区域）
4. 都市計画法（マスタープラン・区域区分・地域地区・都市施設）
5. 都市計画法（市街地開発事業・土地利用制限・地区計画）
6. 都市計画法（開発許可・都市計画決定手続き・提案制度）
7. 建築基準法の全体概要
8. 建築基準法（接道・形態用途制限）
9. 建築基準法（優良プロジェクト特例制度・きめ細かい建築規制）
10. 都市再開発法・土地区画整理法
11. 国土総合開発計画と地域振興法
12. 都市再生法

13. まちづくり三法
14. 震災復興における都市法政策のあり方
15. 今後の都市法政策のあり方

<教科書・教材>

<教科書> 生田長人『都市法入門講座』（信山社）

<参考書>『国土交通六法（平成 22 年版）』（新日本法規）

三村浩史 「地域共生の都市計画」学芸出版社

石井一郎他編著「地域・都市計画」鹿島出版会

加藤晃他編著「新都市計画概論改訂 2 版」共立出版株式会社

建築基準法令研究会『新訂 わかりやすい建築基準法』（大成出版）

<成績評価の方法>

期末試験により行う。

授業科目：租税法原論（2単位）

責任教員：澁谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

授業題目：日本の税制に関する議論

授業の目的と概要：この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、近年の日本において税制改革に関してどのような論点が問題となっているかを知り、その論点を巡って議論を深めることにより、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力等を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

学習の到達目標：

1. 日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
2. 租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
3. 税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

<授業内容・方法>

主に平成24年度税制改正大綱や、過去の税制調査会資料を用いて、各論点について報告担当者を決め議論をする。但し、参加者の関心分野によっては変更もありうる。

<教科書・教材>

教材として上記の資料等を用いる。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、『図説日本の税制』（財経詳報社）等を勧める。

<成績評価の方法>

成績評価方法：レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

授業科目：法と経済学（2単位）

責任教員：森田 果

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのか（しないのか）について、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

<授業内容・方法>

この授業では、関連する分野ごとに、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、有益なトピックを選んで解説していく。

各回の内容は、以下の予定である（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：

- 第1回(4/9) : 法と経済学入門
- 第2回(4/16) : 刑法の経済分析 1
- 第3回(4/23) : 刑法の経済分析 2
- 第4回(5/7) : 不法行為の経済分析 1
- 第5回(5/14) : 不法行為の経済分析 2
- 第6回(5/21) : 所有権法の経済分析
- 第7回(5/28) : 契約法の経済分析 1
- 第8回(6/4) : 契約法の経済分析 2
- 第9回(6/11) : 会社法の経済分析 1
- 第10回(6/18) : 会社法の経済分析 2
- 第11回(6/25) : 会社法の経済分析 3
- 第12回(7/2) : 家族法の経済分析 1
- 第13回(7/9) : 家族法の経済分析 2
- 第14回(7/23) : 法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）
- 第15回 : take home exam

<参考書>

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010、日本経済新聞社）

三輪＝柳川＝神田『会社法の経済学』（1998、東大出版会）

レビット＝ダブナー『ヤバイ経済学』（増補改訂版、2007、東洋経済新報社）

その他、担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

<成績評価の方法>

期末試験（take home exam・80％）、及び、授業への貢献度（20％）による。期末レポートにおいては、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。

<その他>

各回で扱う分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

授業科目：環境法Ⅱ（2単位）

責任教員：大塚 直

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目 的>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

<授業内容・方法>

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第3版）（有斐閣，2010）を通読の上、参加すること。

- 第1回 環境法の理念・原則（1）
- 第2回 環境法の理念・原則（2）
- 第3回 環境政策の手法
- 第4回 環境訴訟全般
- 第5回 民事訴訟と行政訴訟（1）
- 第6回 民事訴訟と行政訴訟（2）
- 第7回 民事訴訟と行政訴訟（3）
- 第8回 民事賠償訴訟（1）—過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
- 第9回 民事賠償訴訟（2）—因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為
- 第10回 民事差止訴訟（1）
- 第11回 民事差止訴訟（2）
- 第12回 民事差止訴訟（3）、リスク訴訟
- 第13回 土壤汚染訴訟、廃棄物訴訟（1）
- 第14回 廃棄物訴訟（2）
- 第15回 廃棄物訴訟（3）その他

<教科書・教材>

【教科書】

大塚直・環境法（第3版）（有斐閣，2010）

環境法判例百選

(以下、参考文献、参考書)

大塚直「(連載) 環境法の新展開」法学教室 283 号以下 (2004 年 4 月号～)

大塚直＝北村喜宣編・環境法ケースブック (第 2 版) (有斐閣・2009)

北村喜宣・環境法 (弘文堂・2011)

大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦 (日本評論社, 2002)

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題 (法律文化社, 2002)

畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門 (第 3 版) (日本経済新聞社, 2007)

など

環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。

＜成績評価の方法＞

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する (期末試験又はレポート 60 %、平常点 40 %)。

授業科目：実務労働法Ⅰ（２単位）

責任教員：原 昌登

配当学年：M１・２年

開講学期：集中講義

<目 的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、以下を予定している。集中講義なので、開講前に詳細な進行予定を示すこととする。

・労働法総論

- 1 インTRODクシヨン、労働法上の「労働者」
- 2 労働法上の「使用者」
- 3 労働法規・労働契約
- 4 就業規則 その1
- 5 就業規則 その2
- 6 労働協約

・雇用関係法

- 7 労働者の人権－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
- 8 雇用差別－労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
- 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用など
- 10 賃金
- 11 労働時間
- 12 休暇・休業
- 13 安全衛生・労働災害
- 14 人事－昇進・昇格、降格、配転、出向、転籍、退職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記＜教科書・教材＞①）の設問の検討を中心に行い、必要に応じ教科書（同②）や教員作成のレジュメを用いてポイントを整理する。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

＜教科書・教材＞

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣、2011）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』（有斐閣、2012 刊行予定）を指定する。

この他の参考書は開講時に詳しく紹介するが、特に有用なものとして、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂、2012 刊行予定）、④大内伸哉『労働法学習帳〔第2版〕』（弘文堂、2010）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、⑥水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくとよい。

＜成績評価の方法＞

期末試験（論述式）9割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1割で評価する。

＜その他＞

その日の授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：実務労働法Ⅱ（2単位）

責任教員：桑村 裕美子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 インTRODクシヨN、企業秩序・懲戒1
 - 2 企業秩序・懲戒2
 - 3 労働関係の終了1—解雇
 - 4 労働関係の終了2—辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
 - 5 労働組合と団体交渉
 - 6 団体行動
 - 7 不当労働行為
 - 8 労働紛争の処理
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係—企業秘密、競業避止など
 - 11 労働市場と法規制—人材ビジネス業の規制、雇用政策など
- ・総合的考察
 - 12 労働条件の変更
 - 13 企業組織再編と労働関係
 - 14 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書・教材>①）の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣、2011）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』（有斐閣、2012 刊行予定）を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂、2012 刊行予定）、④大内伸哉『労働法学習帳〔第2版〕』（弘文堂、2010）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、⑥水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくとい。

<成績評価の方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1割で評価する。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：社会保障法（2単位）

責任教員：嵩 さやか

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることにより、これらの科目の基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。

2. 教育方法

制度の概要については、講義でも概要を解説するが、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。

法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料（主に、『社会保障判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2008年）に掲載されている裁判例）を予習してきたことを前提に授業を進める。

制度の概要と法的問題についての基本的理解を確認するため、適宜質疑応答を行う。

3. 予定

第1回 ガイダンス

第2回 年金1－公的年金制度の概要

第3回 年金2－公的年金制度をめぐる法律問題①（加入をめぐる問題など）

第4回 年金3－公的年金制度をめぐる法律問題②（公的年金制度と損害賠償、民営化と憲法など）・企業年金をめぐる法的問題（受給者減額など）

第5回 医療1－公的医療制度の概要

第6回 医療2－公的医療制度をめぐる法律問題①（保険医療機関の指定など）

第7回 医療3－公的医療制度をめぐる法律問題②（保険料の徴収と憲法など）

第8回 労働保険－労災保険・雇用保険の概要

第9回 社会福祉1－社会福祉の概要（介護保険、障害者自立支援など）

第 10 回 社会福祉 2－社会福祉をめぐる法律問題①（福祉サービス利用契約をめぐる問題、損害賠償など）

第 11 回 社会福祉 3－保育所制度の概要・社会福祉をめぐる法律問題②（保育所の利用と損害賠償など）

第 12 回 生活保護 1－生活保護制度の概要

第 13 回 生活保護 2－生活保護制度をめぐる法律問題①（外国人への適用、保護基準の引き下げと憲法など）

第 14 回 生活保護 3－生活保護制度をめぐる法律問題②（保護の補足性をめぐる法的問題など）

第 15 回 試験

なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

<教科書・教材>

1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣、2008 年）
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』（労働調査会出版局）

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第 4 版〕』（有斐閣、2009 年）
西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』（有斐閣、2010 年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）
岩村正彦『社会保障法 I』（弘文堂、2001 年）

<成績評価の方法>

期末試験（90 %）及び平常点（10 %）により評価する。

<その他>

授業科目：経済法Ⅰ（2単位）

責任教員：滝澤 紗矢子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目 的>

日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本と思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて判審決・ガイドライン等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語を駆使した討論能力を養成することも目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連判審決・ガイドライン等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的事案について受講者と質疑応答を行っていく。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。（最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。）

（1）弊害要件総論

- ① 市場
- ② 反競争性
- ③ 正当化理由

（2）各違反類型

- ① 不当な取引制限
- ② 不公正な取引方法
- ③ 私的独占

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第6版）』（有斐閣）

<参考書>

白石忠志『独占禁止法（第2版）』（有斐閣）

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法（第3版）』（弘文堂）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法（第3版）』（有斐閣）

白石忠志『独禁法事例の勘所（第2版）』（有斐閣）

独禁法審決・判例百選（第7版）

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。

<その他>

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目：経済法Ⅱ（2単位）

責任教員：滝澤 紗矢子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

経済法Ⅰの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて判審決・ガイドライン等の原資料を読み、事例研究を行う。問題となる具体の実務的論点について、現実にはどのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。独禁法改正の行方についても適宜解説する。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

（最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。）

（1）独禁法違反要件の応用

- ① 事業者団体規制
- ② 企業結合規制
- ③ 例外的な違反類型
- ④ 適用除外
- ⑤ 応用的諸問題

（2）独禁法のエンフォースメント

- ① 公取委による事件処理
- ② 刑罰
- ③ 民事訴訟

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第6版）』

<教 材>

金井・川濱・泉水編『ケースブック独占禁止法（第2版）』（弘文堂）

<参考書>

白石忠志『独占禁止法（第2版）』（有斐閣）

金井・川濱・泉水編『独占禁止法（第3版）』（弘文堂）

川濱他『ベーシック経済法（第3版）』（有斐閣）

白石忠志『独禁法事例の勘所（第2版）』（有斐閣）

独禁法審決・判例百選（第7版）（有斐閣）

<成績評価の方法>

主として、期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の90%とし、出席点・授業に対する貢献度等を±10%の範囲で参酌する。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

授業科目：トランスナショナル情報法（2単位）

責任教員：金谷 吉成、早川 眞一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目 的>

この授業は、インターネットをはじめとする情報通信技術の進展により新たに生じてきた法的諸問題について基礎的な素養を習得することに加えて、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材として、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的とする。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我が国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

<授業内容・方法>

授業の第1部では、情報法の基本問題についてテーマを定めて講義を行う。第2部では、国際的な情報法政策問題について考察を深める。学生は、あらかじめ指定された教材と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。

第1部 情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 表現の自由とプライバシー、個人情報の保護
4. 名誉毀損、プロバイダの責任
5. 電子署名・認証制度と電子公証制度
6. 電子商取引（ネットワーク上の契約問題、電子決済、電子マネー、電子記録債権）
7. 情報ライセンス法（知的財産、ライセンス契約）
8. サイバー犯罪（わいせつ、コンピュータ・ウイルス、不正アクセス規制）

第2部 トランスナショナル情報法の課題

9. 国際的な民事事件の解決枠組
10. 国際的知的財産権紛争その1（裁判管轄）
11. 国際的知的財産権紛争その2（準拠法）
12. 国際的知的財産権紛争その3（事例研究）
13. 国際的知的財産権をめぐる国際協調

14. 「属地主義」をめぐって
15. 裁判外の紛争解決

<教科書・教材>

高橋和之，松井茂記，鈴木秀美編『インターネットと法』（有斐閣，第4版，2010年）
堀部政男，長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣，別冊ジュリスト179号，2005年）
その他、必要な文献・資料・Webサイト等については、講義の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績（100%）によって評価する。

授業科目：ジェンダーと法演習（2単位）

責任教員：辻村 みよ子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

<目 的>

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」（男女共同参画社会）の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけている。しかし実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多い。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

<授業内容・方法>

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティブ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 各国の男女平等政策とポジティブ・アクション
- 4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み
- 5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 6 政治参画とジェンダー
- 7 雇用とジェンダー
- 8 社会保障とジェンダー
- 9 家族とジェンダー
- 10 リプロダクティブ・ライツ
- 11 ドメスティック・ヴァイオレンス
- 12 セクシュアル・ハラスメント
- 13 セクシュアリティとポルノ・買売春
- 14 司法におけるジェンダー・バイアス、まとめ

<教科書・教材>

辻村みよ子著『ジェンダーと法（第2版）』不磨書房（2010年）

<参考書等>

辻村みよ子『ポジティブ・アクション―「法による平等」の技法』岩波書店（2011年）

辻村みよ子著『憲法とジェンダー』有斐閣（2009年）

浅倉むつ子・角田由紀子編『比較判例ジェンダー法』不磨書房（2008年）

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部 司法におけるジェンダー問題諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス（第2版）』明石書店ほか（適宜紹介する）。

<成績評価の方法>

期末試験（レポート）（60％）及び平常点（報告・討論参加状況）（40％）により評価する。

<その他>

法科大学院との併設とする。

授業科目：行政学演習（4単位）

責任教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

<目 的>

近時の英語圏での行政学研究論文を講読する。前期においては、Barry R. Weingast and Donald A. Wittman (eds.) The Oxford Handbook of Political Economy, 2006, Oxford University Press や R. A. W. Rhodes, Sarah A. Binder and Bert A. Rockman, The Oxford Handbook of Political Institutions, 2006, Oxford University Press などから代表的論文を選んで近時の理論動向について検討する。後期においては、Public Administration Review, Public Administration, Governance など英語圏の行政学関連の雑誌を各学生が選び、1990年代以降の理論動向を調べて報告し、討議する。

<授業内容・方法>

行政学・公共政策学理論のサーヴェイのためのトレーニングが目的である。他研究科学学生の履修を許可する。成績評価は授業への参加とレポートによって行う。

授業科目：西洋政治思想史演習（4単位）

責任教員：犬塚 元

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

＜目 的＞

西洋における政治思想や政治理論の歴史を学ぶことを通じて、政治や政治学をめぐる基本的な理解を深めることが第一の目的である。現代の政治や行政がいかなる歴史的条件のもとに成立しているかを知ること——すなわち、現代の政治学や政治が前提とする考え方や概念を、思想史的手法を通じて把握すること、現代の法学・政治学や法・政治を相対化することができる視座を獲得すること——が本授業では目指される。歴史学・思想史学という一見すると迂遠な手法を通じて、法的・政治的現象や法学・政治学を理解するための複眼的な視座を獲得する、という営みには、幅広い学識と問題関心が必要であることは言うまでもないが、これこそは、西洋において政治エリートたちが採用した伝統的な学修方法であった。

＜授業内容・方法＞

深刻な対立のなかでいかに秩序を創出するか、という——震災後の日本にも無関係とはいえない——政治的課題に関連して、以下の英語文献の講読を行う。授業各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の参加と予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。

Reason and religion in the English Revolution : the challenge of Socinianism / Sarah Mortimer, Cambridge University Press, 2010.

A treatise of human nature / David Hume ; edited by David Fate Norton, Mary J. Norton, Oxford University Press, 2000.

内容は変更がありうるので、開講時期前の掲示に注意すること。

＜教科書・教材＞

上記。

＜成績評価の方法＞

平常点（予習、内容理解、貢献）。

授業科目：ヨーロッパ政治史演習（4単位）

責任教員：平田 武

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

<目 的>

歴史学の最新の動向に関する、概略的な知識を得ること。

<授業内容・方法>

新しい文化史の登場が喧伝されてからも既に二十年以上が経っている。この演習では、ピーター・バークの概説を手がかりにして、文化史の多様な方向性、背景をなしている人類学・文化理論、使用されている概念、主要な成果を概観する。

その上で、新文化史の登場以前には主要な歴史学の動向であった社会史と文化史との関係、社会科学的歴史学にとって文化論的転回 (cultural turn) が持つ意味、とりわけ文化論的転回の影響を受けた分野の発達（構築主義が確固とした地歩を築いた国際関係論の一部を除いて、あるいは文化史そのものの展開と密接な関係を有する思想史とは異なって）これまでのところ微弱である政治学を用いた歴史分析にとって、文化論的歴史学の動向が及ぼす影響について考察する。

演習は、教材の章毎に担当者がレジュメ (B4 二枚～三枚程度) を作成して報告し、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

<教科書・教材>

ピーター・バーク『文化史とは何か〔増補改訂版〕』長谷川貴彦訳（法政大学出版局、2010年）
教材は各自で購入すること。必要な場合は副教材をさらに指示する。

<成績評価の方法>

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

<その他>

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部演習と合併。

授業科目：インターンシップAⅠ・Ⅱ、B（1～2単位）

配当学年：M1・2年

＜目 的＞

この科目は、学生が公共的な職場又は職種に一定期間出向き、実務の現場に触れることを通じて、公共政策に関する実務能力の向上をめざすものです。

＜授業内容・方法＞

インターンシップAⅠ・Ⅱ、Bに関しては、事前に説明会を行いますので、その実習を希望する学生は、必ず参加して下さい。単位認定の対象となるインターンシップについても、説明会で指示します。

インターンシップAⅠ・Ⅱ、Bの実習を行う学生は、事前に派遣先の定める規則、及びインターンシップ担当委員会の指示に従う旨の誓約書を提出しなければなりません。また、実習の終了後、インターンシップ担当委員会が指示する期日までに、研修報告書を提出しなければなりません。

なお、インターンシップ担当委員会は、実習の終了後、派遣先の責任者に対し、学生の研修内容等に関する評価書の提出を求めることがあります。

＜成績評価の方法＞

成績評価は、研修報告書、評価書等の資料に基づいて、可否により判定します。合格の判定をしたときは、実習の期間が2週間（休業日を除いて10日間）以上である場合には2単位（インターンシップB）を、それ未満である場合には1単位（インターンシップAⅠ・Ⅱ）を認定します。

＜その他＞

インターンシップAⅠ・Ⅱ、Bは、合計して2単位までしか履修することができません。

授業科目：比較政治学演習Ⅰ（2単位）

責任教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<授業題目>

比較政治学の新動向

<授業の目的と概要>

この授業では、1990年代以降の比較政治学における対象と方法の変化について、いくつかのレビュー論文を読みながら学習する。

<学習の到達目標>

- ①社会科学的概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。
- ②単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方を習得すること。

<授業の内容・方法と進度予定>

授業はいわゆる演習形式に沿って行う。まず、以下に示したテキストに収録された論文を抜粋して読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらい。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

Bardy & Collier, The Oxford Handbook of Political Methodology, Oxford University Press, 2008.

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

<成績評価方法>

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<教科書・参考書>

使用テキストは、上記の<授業の内容・方法と進度予定>に挙げた通り。補足的な参考文献については授業中に指示する。

授業科目：比較政治学演習Ⅱ（2単位）

責任教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<授業題目>

政治的代表制の研究

<授業の目的と概要>

この演習においては、近年蓄積されつつある代表制に関する理論的ならびに実証的な研究を検討することを通じて、現代民主主義の直面する諸問題について考察する。

<学習の到達目標>

- ①社会科学的概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。
- ②単なるテキストの内容理解を越えた批判的な読み方を習得すること。

<授業の内容・方法と進度予定>

授業はいわゆる演習形式に沿って行う。まず、以下に示したテキストを読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

① Adam Przeworski, *Democracy and the Limits of Self-Government*, Cambridge University Press, 2010.

② Ian Shapiro et al. eds., *Political Representation*, Cambridge University Press, 2009.

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

<成績評価方法>

担当箇所での報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<教科書・参考書>

使用テキストは、上記の<授業の内容・方法と進度予定>に挙げた通り。補足的な参考文献については授業中に指示する。

授業科目：日本政治外交史演習（4単位）

責任教員：伏見 岳人

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：1回

<目 的>

近代日本における政治指導の意義について考えるために、明治・大正期に活躍した政治指導者である原敬（1856-1921）と後藤新平（1857-1929）を比較分析する。この二人は、ほぼ同時期に今日の岩手県に生まれ、朝敵として蔑まれた青春時代を過ごした後に、明治政府の官僚として出世を遂げた共通の経歴を有しながらも、その後は特に政党との関係において対照的な軌跡をたどった人物である。この演習では、これまでも比較分析の対象となることの多かったこの二人の資料を丁寧に読み進め、二人の議会や政党に対する考え方の違いを分析し、さらには近代日本における中央と地方の関係性や、本国と植民地の関係性について考察を深めてみたい。

<授業内容・方法>

まず導入として、原奎一郎『ふだん着の原敬』（中公文庫、2011年）と北岡伸一『後藤新平 外交とビジョン』（中公新書、1988年）を読み、原と後藤に関する基礎知識を共有する。次に当該期間に関する代表的な政治史研究である三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成 原敬の政治指導の展開』（東京大学出版会、1995年）と坂野潤治『明治国家の終焉 一九〇〇年体制の崩壊』（ちくま学芸文庫、2010年）を読み、明治後期・大正前期の政治過程について理解を深める。その上で『原敬日記』の講読に取りかかる。原が初めて衆議院議員となった1902年から、三度の内務大臣の経験を経て、総理大臣候補の一人となる1914年までの期間の日記を主に扱い、それに後藤新平の伝記や原資料、または桂太郎の関係文書などを組み合わせて読み進めていく予定である。

参加者は、毎週に一定の予習時間を確保して、上記の本や資料を事前に読んでくる必要がある。ただし、参加者の負担を考慮して、数回に一回の頻度で休講をはさみ、その代わりに学期末のゼミ合宿で不足分を補うことにしたい。その他に授業の一環として、原敬記念館（盛岡市）と後藤新平記念館（奥州市）の見学を計画している。

<教科書・教材>

『原敬日記』などの原資料のコピーは当方で用意する。前掲の本は各自で入手すること。

<成績評価の方法>

報告や議論をもとに総合的に評価する。

<その他>

具体的な進め方や予習の負担などは、初回の授業時の説明会でお伝えします。本演習は川内キャンパスで開講し、法学部・研究大学院との合併で行います。

授業科目：日本外交論発展演習（4単位）

責任教員：橋本 逸男

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

<目 的>

中国、ASEAN との関係を主な対象として、日本外交について歴史を踏まえた考察を行い、今後の外交のあり方、それへの国民の関わり方を考えること、及びそれを通じ、国際的感覚・意識の涵養を図ること。

<授業内容・方法>

教員の講義（含、原書講読）、院生の発表と討議、関係機関往訪、現地訪問（中国、ASEAN）を組み合わせ、幅広い勉強・経験が出来るよう工夫する。

内容及び進め方は、概ね次による予定。合計、最大で15回×180分。

- 1、 総論：授業紹介。日本外交、中国、ASEAN 等の概論。
- 2、 対中国関係：数回に分けて、日中関係通史、資料講読、近現代の対中外交、中国論、中国の対外関係、最近の日中関係等を扱う。
- 3、 中国訪問（実施を目指す）：義務的にではなく、希望者数名を募り、数日間訪中。訪問地は、上海・杭州・南京地域とし、日本の外交機関、中国側組織・大学等の訪問、学生間交流等を行う。（但し、ある程度の人数が揃わなければ実施は困難。）
- 4、 対ASEAN 関係：数回に分けて、東南アジア論、対東南アジア関係の歴史、ASEAN 論、ASEAN 統合、資料講読、東アジア共同体、日本・ASEAN 関係等を扱う。
- 5、 ASEAN 訪問（ラオス国を想定して、実施を目指す）：希望者数名を募り、数日間で、首都と地方を訪問、ラオス・日本双方の関係者から、両国関係、ASEAN との関係、経済援助等につき聴取、大学訪問・学生間交流等を行う。（一定人数が必要。）
- 6、 日本・中国・ASEAN 関係：数回に分けて、三者の関係の現状と将来、その日本と地域に持つ意味、諸「大国」の思惑等を考える。
- 7、 まとめ：今後の日本外交と日本の将来について考える。発表、意見交換、（時宜により）小論文作成等を行う。

現地訪問は、外国視察、ヒアリング及び学生間交流を併せた、有意義なプロگرامとして、極力実施したいが、参加希望人数がある程度（最少限4、5人）に達しなければ、難しい。ヒアリング、学生交流・意見交換等は、参加者の外国語力をみて判断するが、日本語を主とすることも考える。

<教科書・教材>

特定の「教科書」は用いず、参考図書を、折に触れて紹介する。

但し、次の二冊は、関連する面が大きく、謂わば準教科書。共に、図書館にあるが、特

に前者は、廉価であり、数回の講義でも使用するので、購入することが望ましい。

毛里和子「日中関係」、岩波新書

石川幸一・清水一史・助川成也（編）「ASEAN 経済共同体」、JETRO

その他、レジュメ的な資料及び英語・中国語の資料等は、講義の際に、配布する。

＜成績評価の方法＞

期末レポートの提出を求め、授業への出席・貢献の度合いと併せ、概ね半々の比重で評価する。

現地訪問への参加は、義務的ではなく、参加／出来ない場合にも、「減点」はしないが、参加し、貢献も大きい場合等には、出席状況・期末レポートの成績の不十分さを「補正」する等の為に、これを「加点」的に斟酌することはあり得る。また、期末レポートの課題（複数の中からの数題選択とする予定）に、現地訪問の見聞を含めることはあり得る。

＜その他＞

学部・研究大学院との合同授業となる予定。

担当教員は、前教授で、外務省出身の実務家教員であったので、外務省や JICA、国際機関職員などを志望する者には、希望があればガイダンスに応じる。

公共政策大学院
授 業 日 程 等

平成24（2012）年度授業日程

（公共政策大学院）

授業等の区分	授業等の日程
前期授業	4月9日(月)～7月23日(月) ※6月22日(金)は本学創立記念日に伴う休講
補講	7月24日(火)～7月25日(水) 【金曜日の補講を行う】
前期試験期間	7月26日(木)～8月3日(金)
夏季休業	8月13日(月)～8月17日(金)
夏季授業	8月6日(月)～8月10日(金) 8月20日(月)～9月28日(金)
後期授業	10月1日(月)～12月21日(金) ※11月9日(金)3, 4, 5, 6限は法科大学院入試設営に伴う休講
冬季休業	12月25日(火)～1月4日(金)
後期授業	1月7日(月)～1月28日(月)
後期科目試験	1月29日(火)～2月6日(水)

授 業 時 間

第1講時	8：50 ～ 10：20
第2講時	10：30 ～ 12：00
第3講時	13：00 ～ 14：30
第4講時	14：40 ～ 16：10
第5講時	16：20 ～ 17：50
第6講時	18：00 ～ 19：30